「自分らしく」を応援するまち　あびこ

（第２期我孫子市障害者プラン）

我孫子市マスコットキャラクター

「手賀沼のうなきちさん」

平成３０年度～平成３２（２０２０）年度

我孫子市

あ

はじめに

本市では、平成２７年３月に策定した「我孫子市障害者プラン」に基づき、すべての障害のある方が、住み慣れた地域や家族で共に暮らすことができるノーマライゼーションの実現に向けて、さまざまな障害者施策や障害福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害のある方の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

そして、国では平成２８年に障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法および児童福祉法の改正等により、これまでの施策の充実に加え、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある方を含めたすべての国民が活躍できる社会への取り組みが進められています。

また、障害のある方は年々増加しており、急激な社会構造の変化、障害のある方やその家族等の高齢化、障害の重度化・重複化、親亡き後や障害福祉サービス等を提供する事業所の人手不足等新たな課題も生じてきています。

このような障害のある方をめぐる動向や、法制度の変革の動きに的確に対応していくと共に、障害のある方が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境等幅広い分野を対象とした障害者施策を包括的かつ切れ目のない支援を総合的に推進していくため、新たに「第２期我孫子市障害者プラン」を策定しました。

今後も、市民の皆様と手を携え、本計画の基本理念である「“自分らしく”を　応援するまち　あびこ」を目指し、計画に掲げる施策の推進に全力で取り組んでいきますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やその家族・障害者団体・障害福祉事業所、そして、我孫子市自立支援協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成３０年３月

我孫子市長　星 野 順 一 郎

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　計画策定の背景（法改正等の動き） 1
３　計画の位置づけ 2
４　計画の期間 3
５　基本理念および視点 4
第２章　障害のある方の現状と課題 5
第１節　障害のある方の現状 5
１　市の人口 5
２　障害のある方の我孫子市の状況 5
３　年齢構成 9
第２節　障害のある方を取り巻く状況および課題 10
１　市民アンケートの実施結果 10
２　事業所および団体ヒアリングの実施結果 22
第３章　計画の基本的考え方 24
１　基本目標 24
２　施策の体系 26
第４章　基本計画 28
基本目標１　地域の理解・支援の促進 28
基本目標２　相談支援と権利擁護体制の充実 30
基本目標３　暮らしを支えるサービスの充実 34
基本目標４　就労・社会参加の促進 40
基本目標５　安心して暮らせる環境づくり 43
第５章　障害福祉サービス等の目標 46
第１節　国の基本指針の概要 46
第２節　成果目標の設定 47
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 47
２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 49

３　地域生活支援拠点等の整備 49
４　福祉施設から一般就労への移行等 50
第３節　障害福祉サービス等の見込量（活動指標） 52
１　障害福祉サービス 53
（１）訪問系サービス 53
（２）日中活動系サービス 54
（３）居住系サービス 58
２　相談支援 59
３　地域生活支援事業 60
（１）理解促進研修・啓発事業 60
（２）自発的活動支援事業 61
（３）相談支援事業 61
（４）成年後見制度利用支援事業 62
（５）成年後見制度法人後見支援事業 63
（６）意思疎通支援事業 63
（７）日常生活用具給付事業 64
（８）手話奉仕員養成研修事業 65
（９）移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業） 66
（10）地域活動支援センター事業 66
（11）その他の地域生活支援事業 67
第４節　計画の推進体制と進行管理 68
１　推進体制 68
２　計画達成状況の点検および評価 68
資料 69
１　計画策定の経過 69
２　自立支援協議会委員名簿 70
３　市内施設一覧（平成３０年２月１日現在） 72
４　用語解説 76

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

障害のある方を取り巻く環境や状況は、障害者権利条約の批准、国の制度改正、高齢化・重度化や「親亡き後」等大きく変化し、障害のある方のニーズも多様化しています。

これらの変化に対応し、障害のある方の権利を守り、ノーマライゼーションを実現して自立と社会参加を推進すると共に、「（第１期）我孫子市障害者プラン」の検証と評価の結果を踏まえ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指し、障害福祉の施策やサービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図ることを目的に「第２期我孫子市障害者プラン」を策定しました。

２　計画策定の背景（法改正等の動き）

平成１８年の「障害者自立支援法（平成２４年「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に名称変更）」の施行により、「障害福祉計画」を３年ごとに策定することが義務づけられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入し、平成２６年度までに第１期から第３期までの「我孫子市障害福祉計画」を策定してきました。

また、平成２７年の「第５次健康福祉総合計画（生き生きあびこしあわせプラン）」を策定する際には、「障害者基本法」第１１条第３項に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市障害者計画」として「我孫子市障害者計画」と、「障害者総合支援法」第８８条に基づく障害福祉サービスの提供量の見込みやその確保のための方策等を定める「市障害福祉計画」として「第４期我孫子市障害福祉計画」を、「（第１期）我孫子市障害者プラン」として一体的に策定してきました。

「第２期我孫子市障害者プラン」は、国の「障害者基本計画（第４次）」や「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、千葉県の「第六次千葉県障害者計画」、障害者福祉をめぐるこれまでの経緯等を踏まえ、「第２期我孫子市障害者計画」と「第５期我孫子市障害福祉計画」を一体として策定したものです。

【障害者福祉をめぐるこれまでの経緯】

平成１８年　　４月	障害者自立支援法の施行
平成２２年　１２月	障害者自立支援法の改正
平成２３年　　８月	障害者基本法の改正
平成２４年　　４月	改正児童福祉法の施行

平成２４年	６月	障害者総合支援法の改正（障害者自立支援法の改名）
	１０月	障害者虐待防止法の施行
平成２５年	４月	改正障害者総合支援法の施行
		障害者優先調達推進法の施行
	６月	障害者雇用促進法の改正・精神保健福祉法の改正
		障害者差別解消法の成立
平成２６年	１月	障害者の権利に関する条約の批准
平成２８年	４月	障害者差別解消法の施行・成年後見制度利用促進法の施行
	６月	障害者総合支援法の改正・児童福祉法の改正
平成３０年	４月	改正障害者総合支援法の施行・改正児童福祉法の施行

３　計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最も基本となる計画である「我孫子市第三次総合計画」や平成２７年に策定した「我孫子市第５次健康福祉総合計画」に即し、「我孫子市第５次健康福祉総合計画」の基本理念である市民一人ひとりが健康や福祉に関心を持ち、年齢や障害の有無に関係なく、地域の中で共に暮らしていくことの大切さを実感できるまちづくりを目指し「安心とゆとりの健康福祉都市あびこ」に基づき策定した計画です。

また、「我孫子市第５次健康福祉総合計画」の個別計画として位置づけられ、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、心も身体も健康プラン、こども総合計画等の関連する計画と連携・整合を図るものです。

なお、「児童福祉法」に基づいて新たに国の基本的指針に位置づけられた「市障害児福祉計画」については、「（改訂版）我孫子市子ども発達支援計画」として策定します。

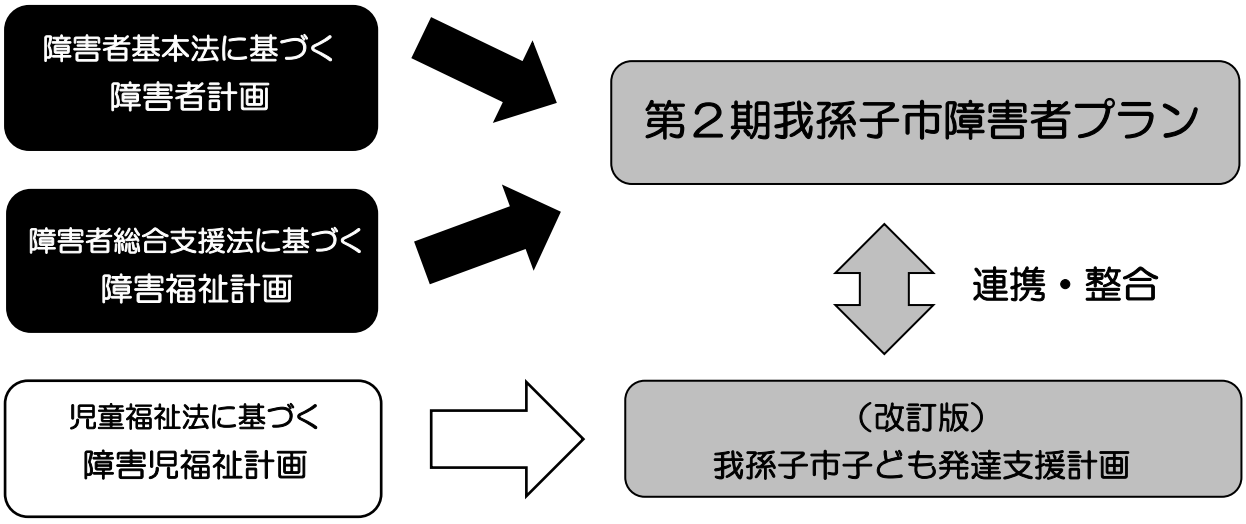

４　計画の期間

本計画の計画年度は、障害者基本法に計画期間の規定がないことおよび障害者総合支援法による基本的な指針において障害福祉計画の計画期間が３年とされていることから、平成３０年度から平成３２（２０２０）年度までの３年間とします。

なお、平成３２（２０２０）年度に本計画全体の検証と評価を行い、見直していきます。

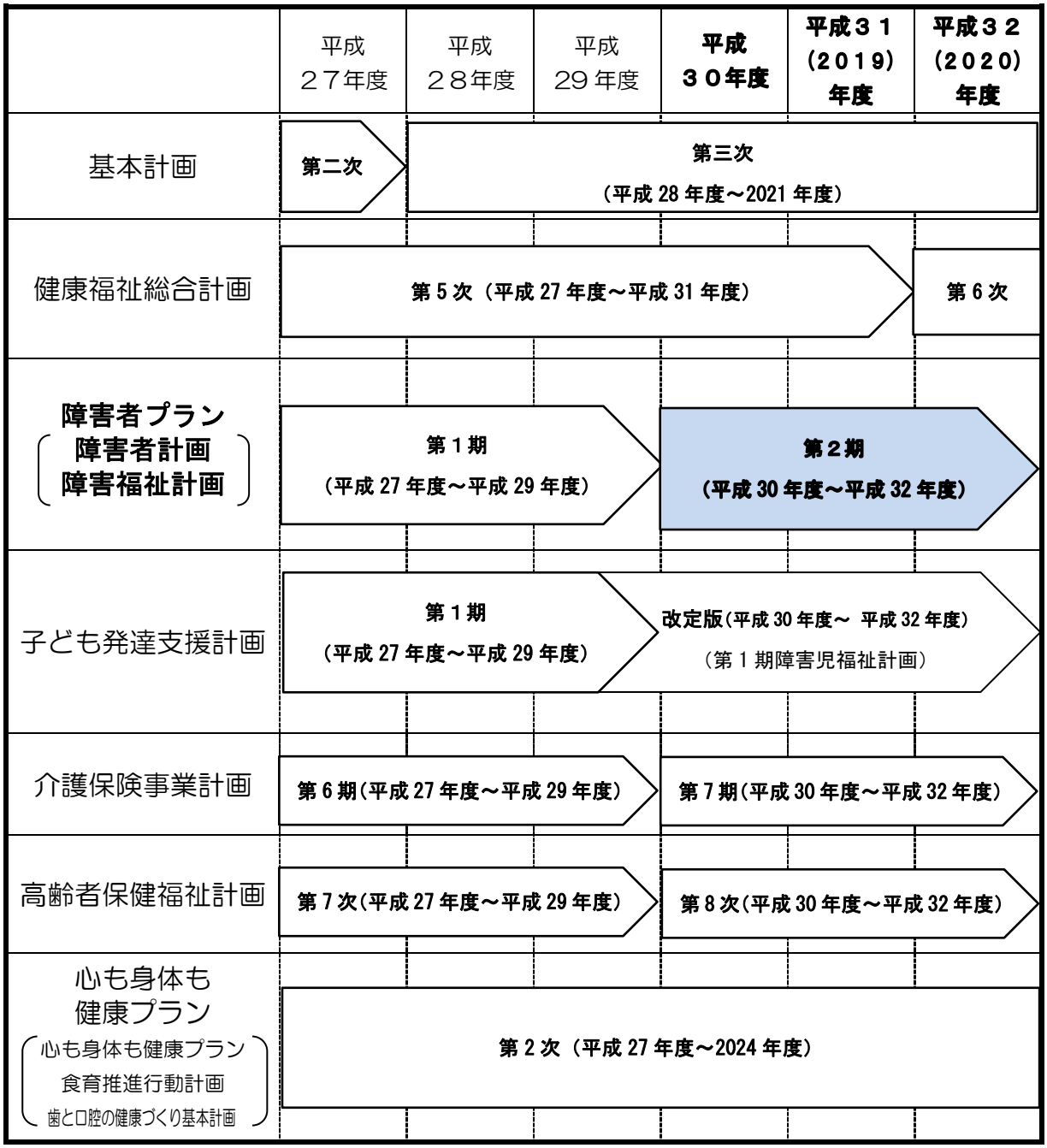

※元号表記については、新元号公布後も、平成３１（２０１９）年を平成３１年、平成３２（２０２０）年を平成３２年、平成３３年以降は西暦で表記致します。

５　基本理念および視点

「自分らしく」を応援するまち　あびこ

＊基本理念の考え方＊

「自分らしく」は、“障害の有無にかかわらず、主体的に生きる”ことを表し、「応援する」とは、“本人の主体性を大切にし、意思決定を尊重するという支援のあり方”を表現しています。

計画の視点

「基本理念」の内容を実現するため、本計画の視点を次の３つとします。

１　障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害のある方のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していきます。また、障害のある方本人の意思を尊重し、自己決定や自ら選択できる生活を実現するため、障害のある方の権利擁護を推進します。

２　共生社会の実現に向けた相互理解の促進

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け計画的に推進を図ります。また、住み慣れた地域で暮らしていくために、地域住民に対する障害のある方への理解を促進し、共に支え合う誰にもやさしいまちづくりを目指します。

３　自分らしく生活できる地域づくりの推進

身近な場所でいつでも必要な情報提供と相談が受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。また、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、身近な地域で自分らしく安心して生活できるようサービスの基盤整備を進めます。

第２章　障害のある方の現状と課題

第１節　障害のある方の現状

１　市の人口

平成２９年４月１日現在、市の人口は１３２，４０１人で、世帯数は５７，８２２世帯となっています。

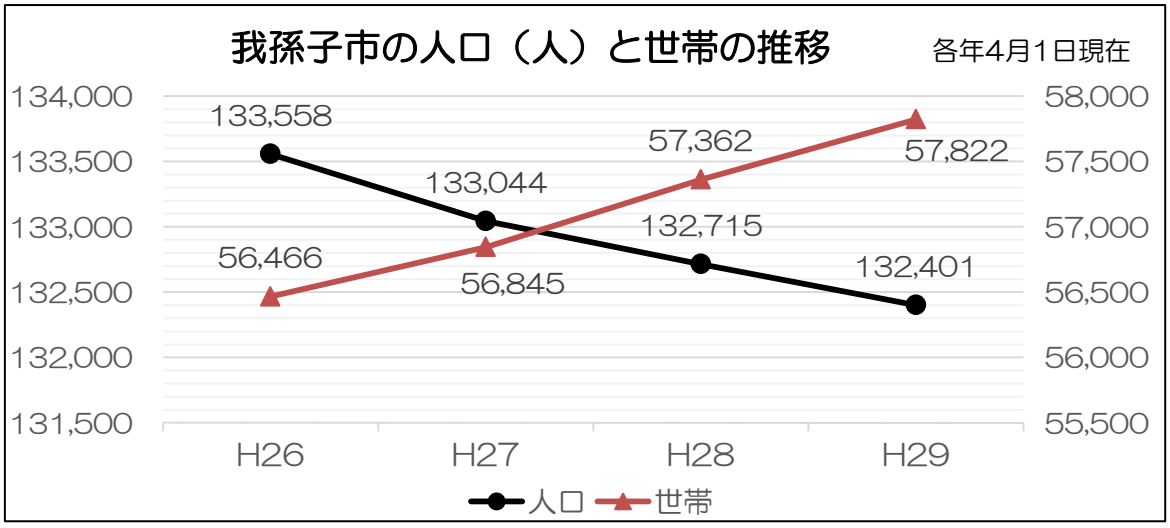

２　障害のある方の我孫子市の状況

（１）身体障害者

平成２９年４月１日現在の身体障害者手帳所持者は３，４４６人で、この３年間では平成２８年の３，４５８人をピークに減少しましたが、平成２６年から約１．０１倍と増加しています。

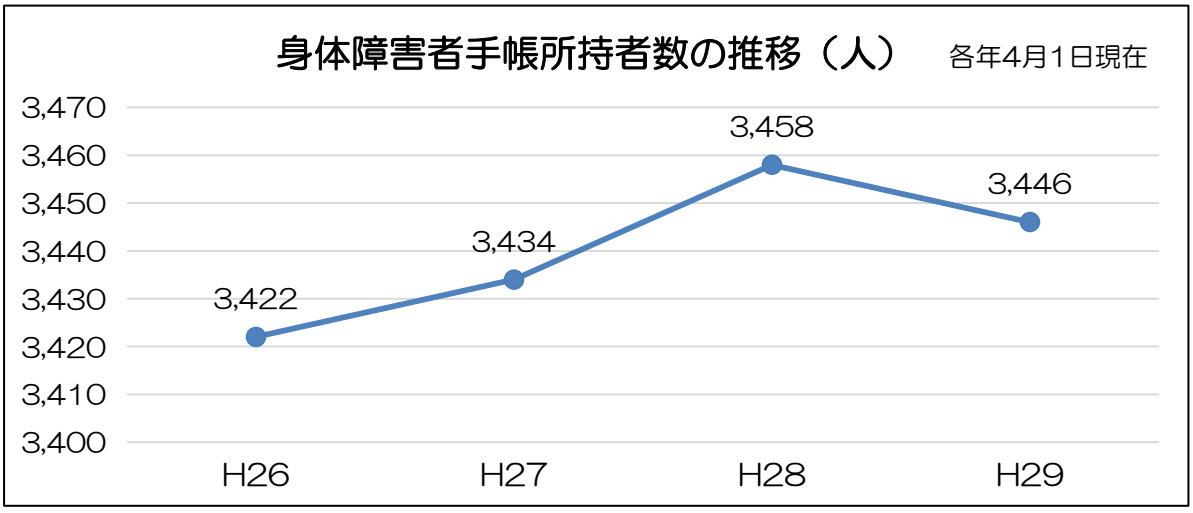

平成２９年４月１日現在の障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が1，７０７人で、全体の半数以上を占めています。

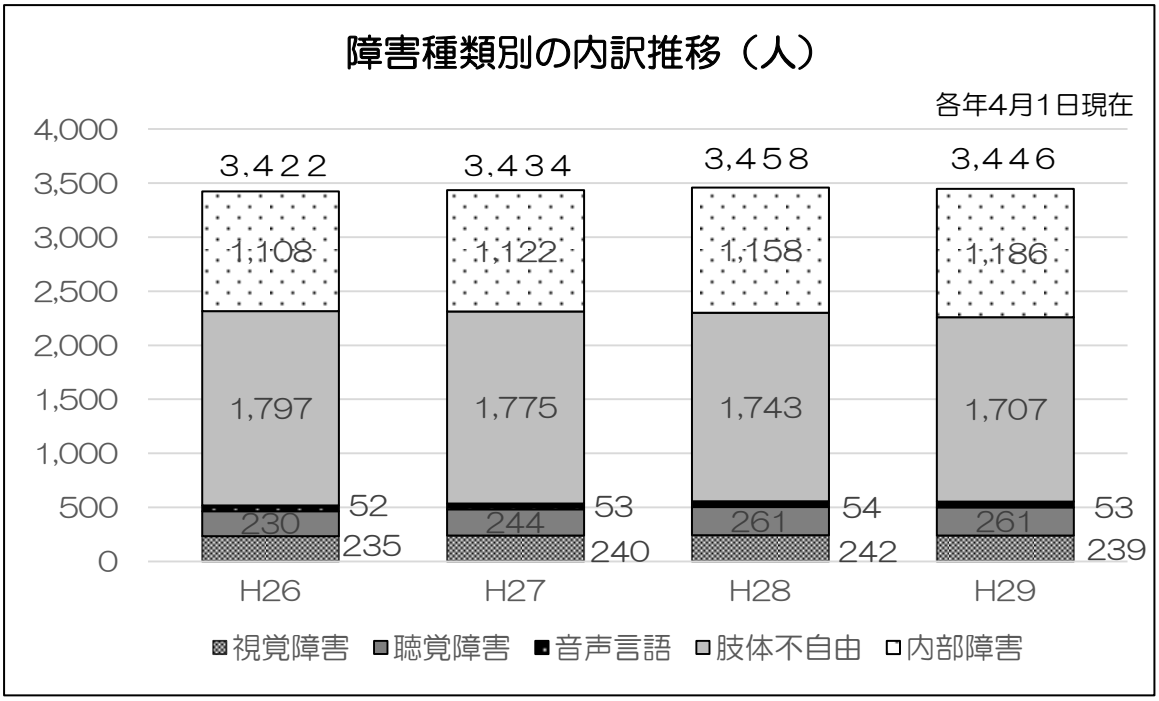

また、障害の等級別にみた割合は１級が３６％と最も多く、２級の手帳所持者と合わせると、重度の障害のある方が全体の半数以上を占めています。

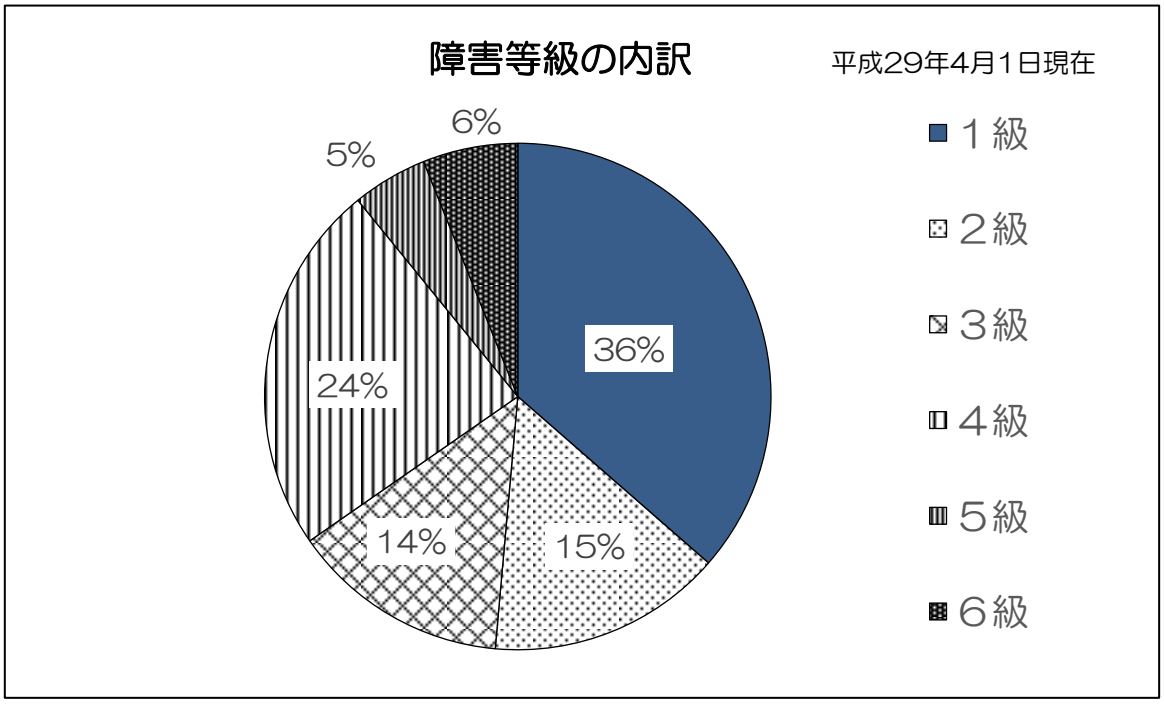

（２）知的障害者

平成２９年４月１日現在の療育手帳所持者は８７９人で、この３年間で約１．１倍となっており、年々増加傾向にあります。

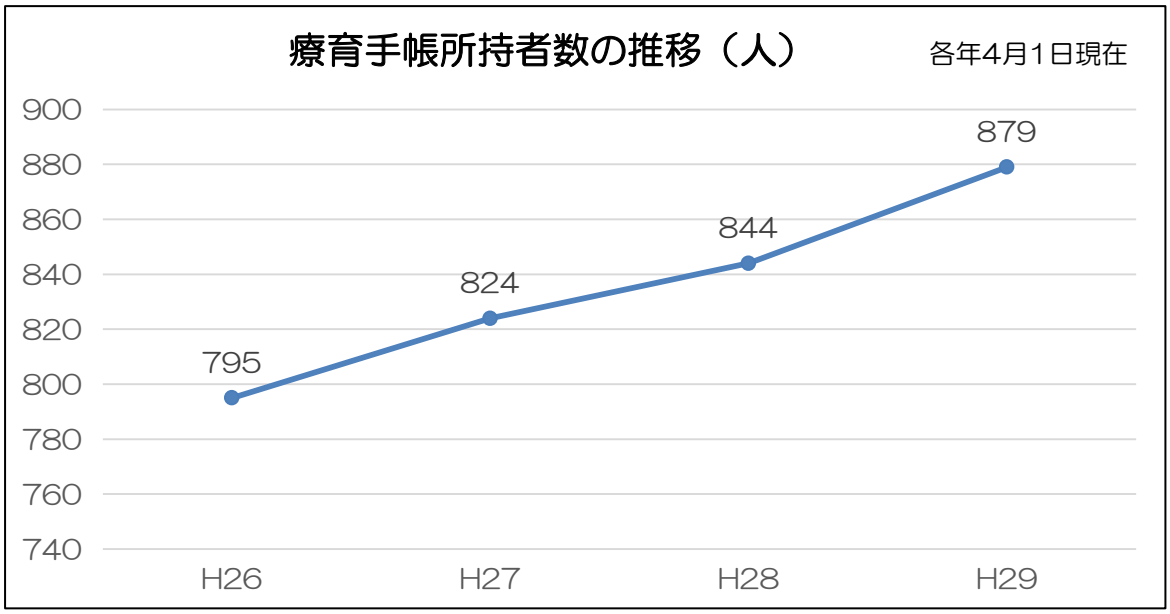

障害の程度別にみると、この３年間で、軽度の療育手帳所持者数が１．１８倍、重度の療育手帳所持者数が１．０５倍に増えています。

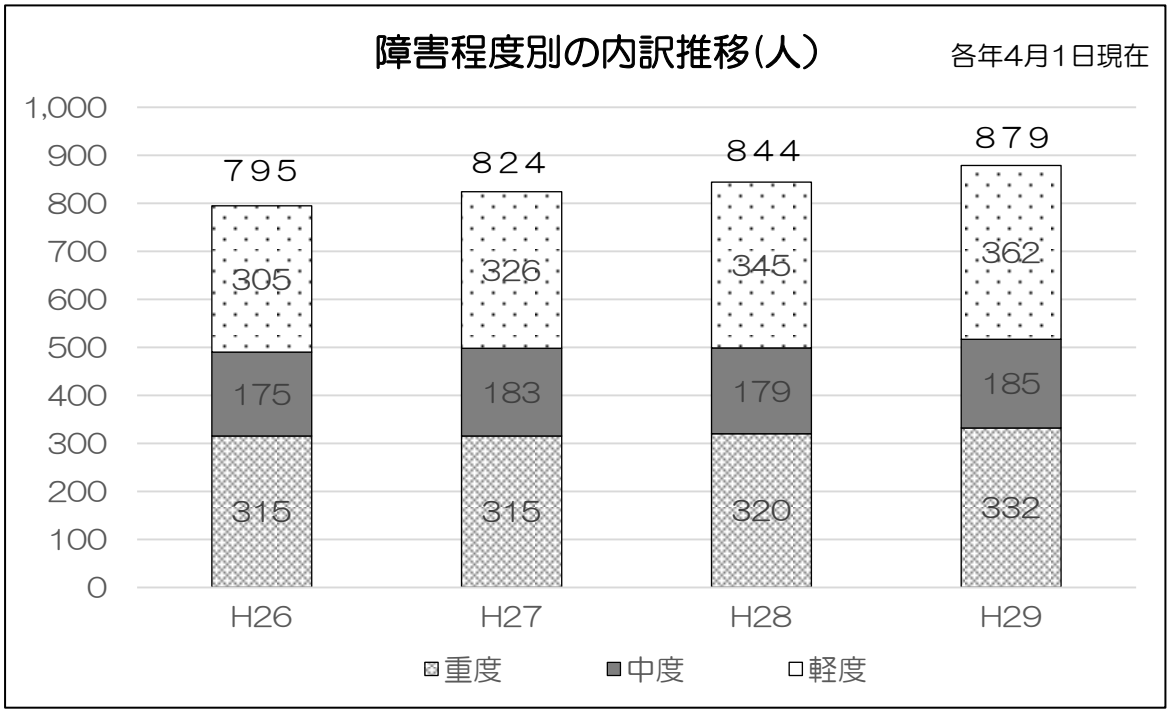

（３）精神障害者および自立支援医療（精神通院）受給者

平成２９年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は８２７人で、この３年間で、１．２３倍となっています。また、自立支援医療（精神通院）の受給者は、１，９８４人で、この３年間で１．１倍となっており、どちらも増加傾向となっています。

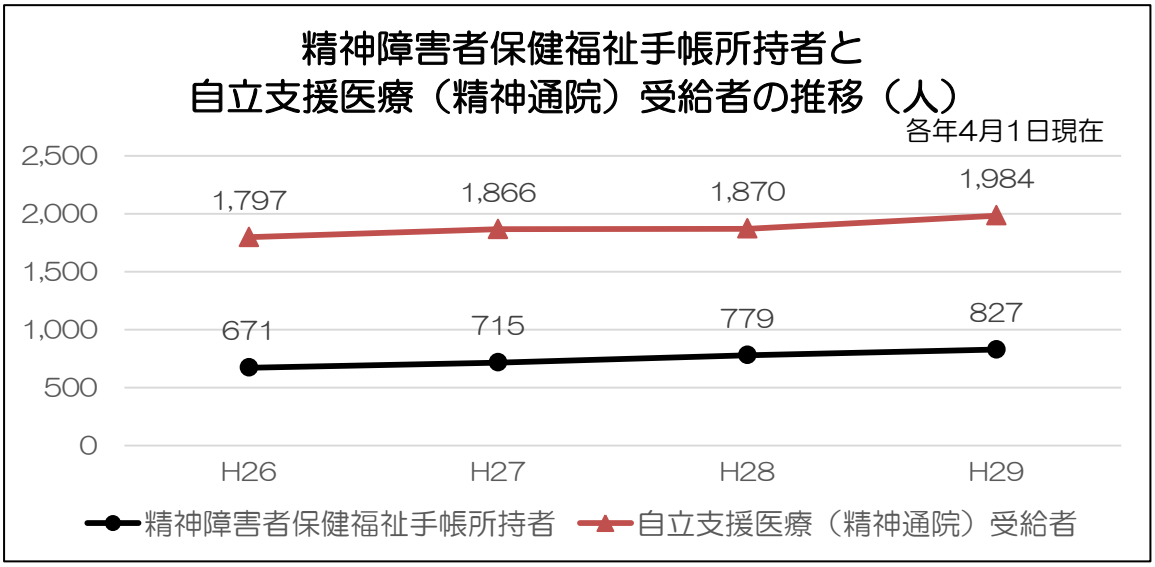

手帳の等級別にみると、この３年間で、１級が１．２６倍、２級が１．２７倍、３級が１．１倍に増えています。

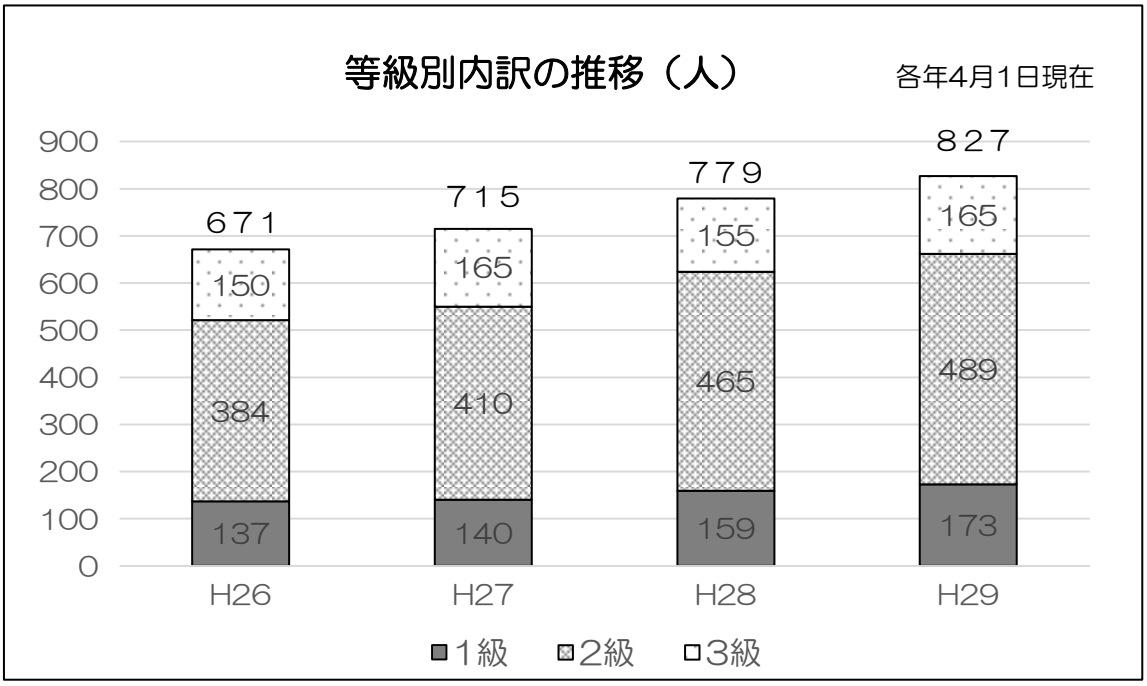

自立支援医療（精神通院）受給者の主たる病名別にみると、平成２９年４月１日現在で「（F3）気分（感情）障害（躁病、うつ病、双極性感情障害）」が９１２人で、この３年間で１．０７倍となっています。

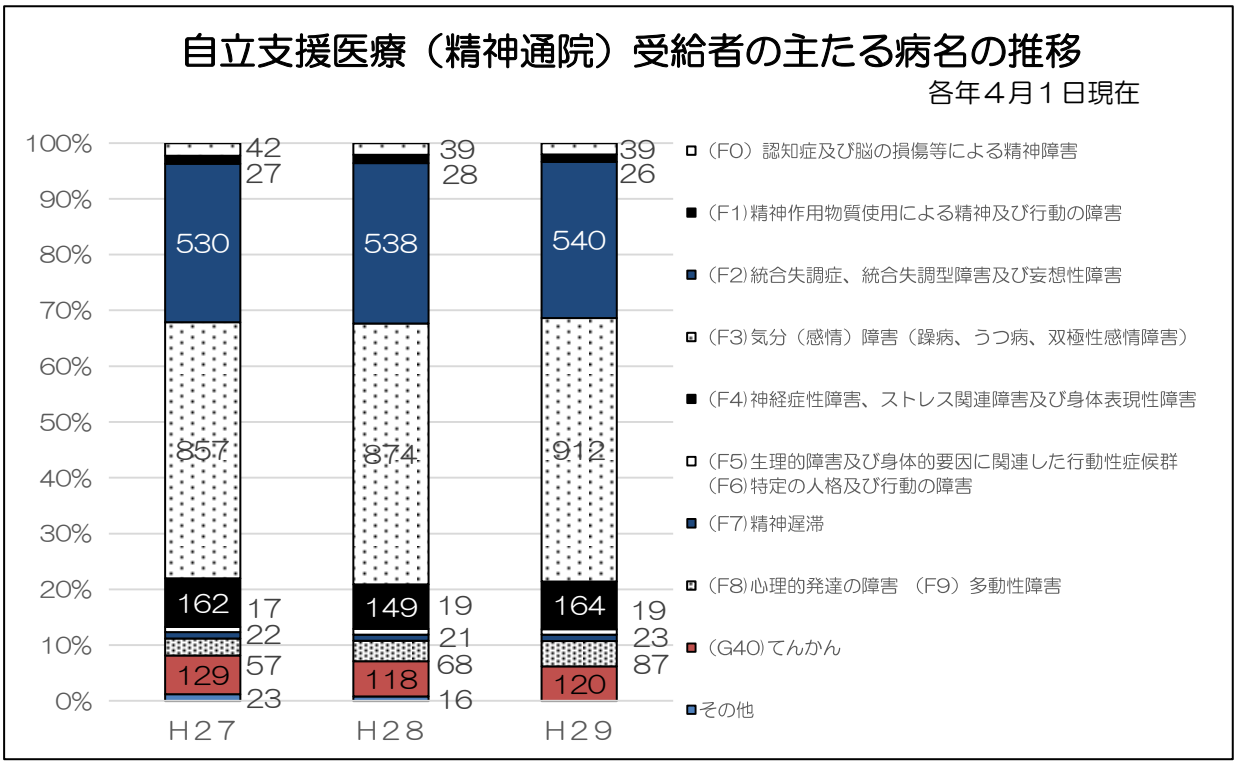

３　年齢構成

身体障害者は、６５歳以上の高齢者が全体の７８％を占めています。知的障害者は、１８歳から４０歳までが全体の４８．３％を占めています。精神障害者は、４０歳から６４歳までが全体の５７％を占めています。なお、３年間での年齢構成の比率については、大きな変化はありません。

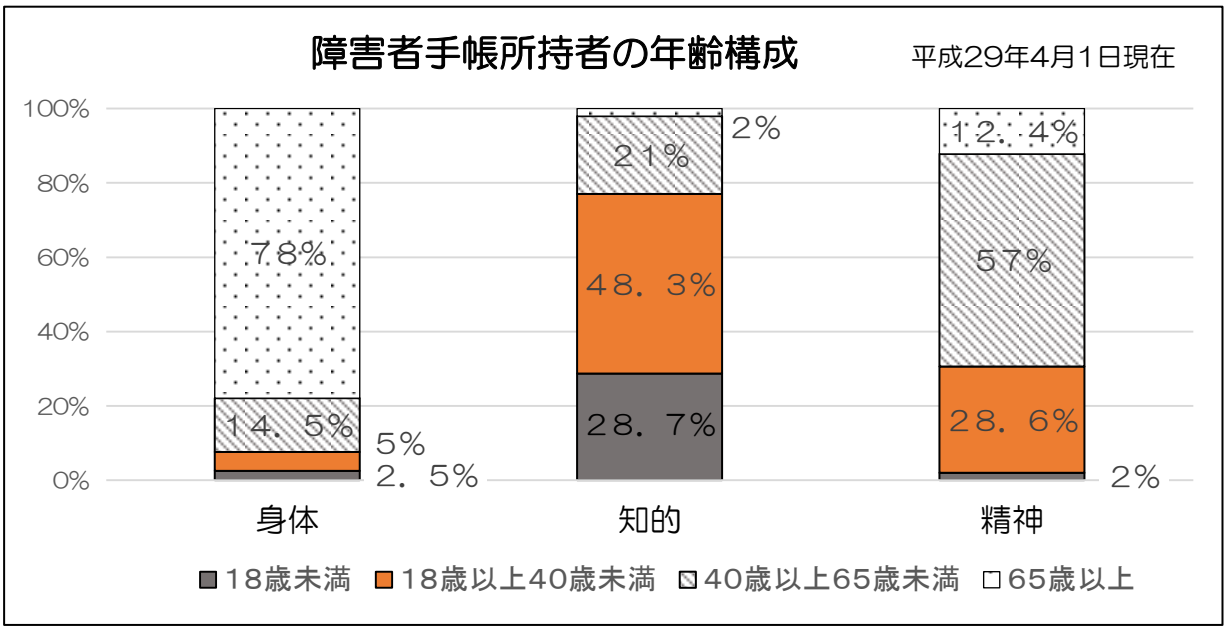

第２節　障害のある方を取り巻く状況および課題

１　市民アンケートの実施結果

平成２９年６月１日から６月１８日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市に登録のある障害に関する手帳を所持している方を対象に、郵送によるアンケートを実施しました。

（１）アンケートの概要

今回のアンケートでは、障害福祉サービス等の利用状況や今後の暮らし方、就労および「親亡き後」等について、主に選択式の調査をしました。

（２）アンケートの回答状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
市民	1,000	583	58.3%

＊留意事項＊

- 回答方法が、「単独回答」および「複数回答」があることから、合計値（ｎ）が一定とならない場合があります。
- 図表において、「身体障害者手帳」を「身障手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を「精神手帳」と表記します。
- 図表中の合計が端数処理の関係で、１００％にならないことがあります。

（３）アンケートの結果

① 基本的な事柄

【　回答者　】

「封筒のあて名本人（代筆を含む）」が最も多く、次いで「家族」でした。

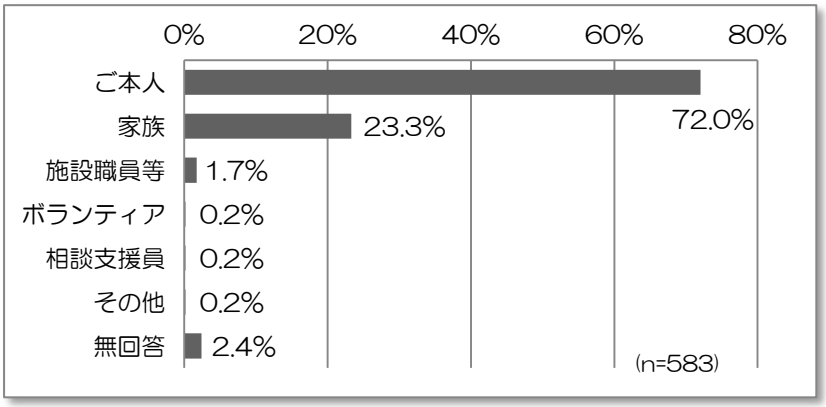

【　性別　】

「男性」が多く、次いで「女性」でした。

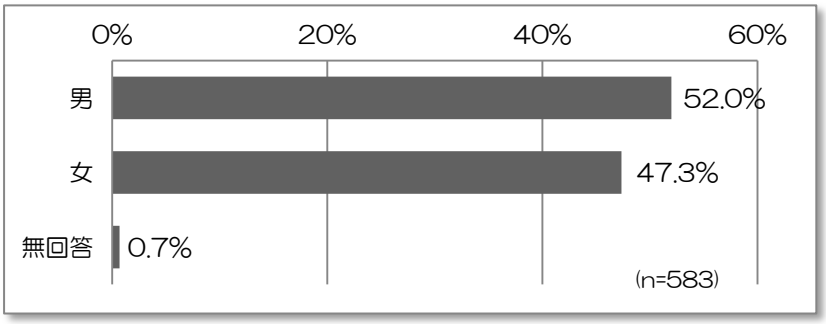

【　年齢　】

年齢層別にみると「６５歳以上」が最も多く、次いで「４０歳～６４歳」となっており、全体の約８０％を占めていました。回答は２歳～９６歳の方からあり、あて名本人の平均年齢は６０.３歳で、男女別では男性５８.８歳、女性６２.０歳でした。

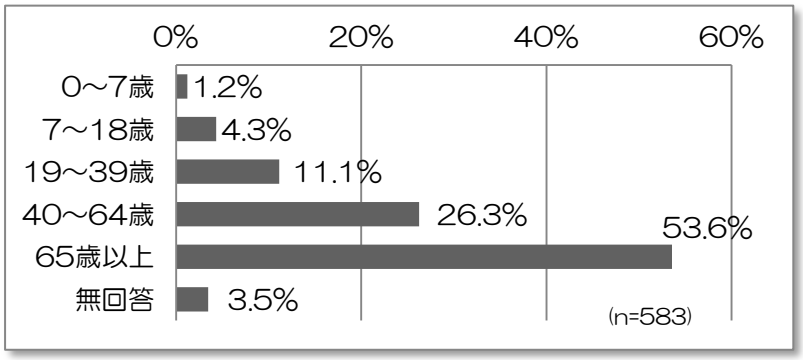

【　お住まいの地区　】

「天王台地区」が最も多く、次いで「我孫子南地区」、「湖北地区」でした。

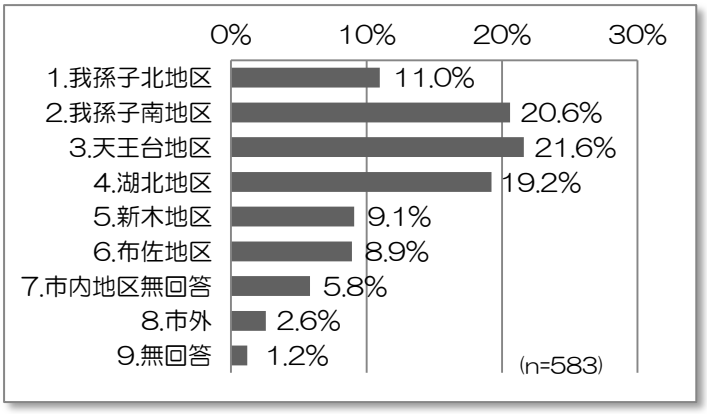

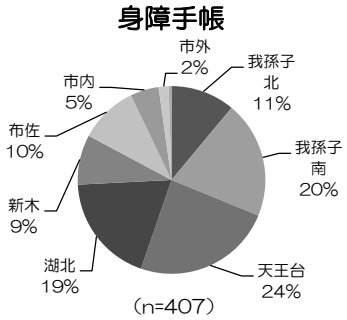

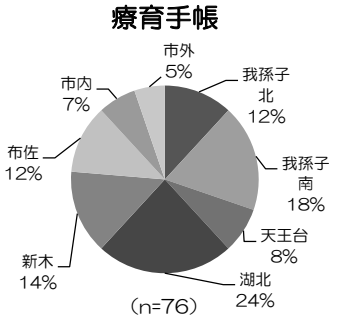

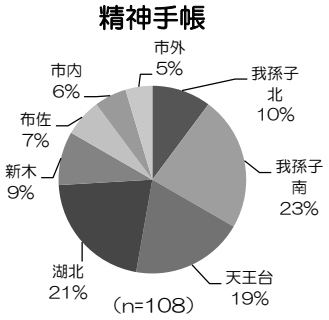

【　障害者手帳の所持状況　】

回答者の障害に関する手帳の所持状況は、「身体障害者手帳」が最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」でした。

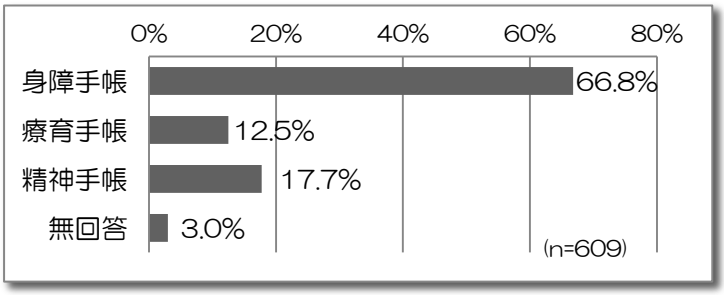

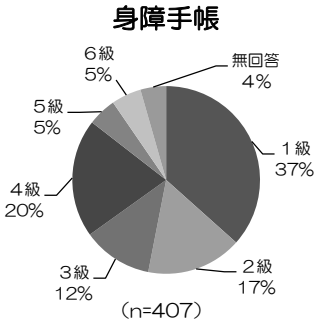

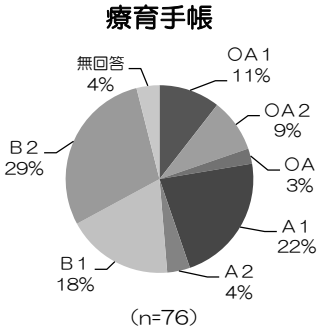

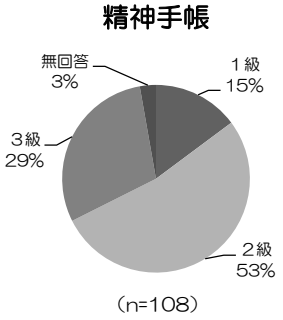

② 現在の生活状況

【　現在の暮らし　】

「2．自宅で家族と同居」が最も多く、次いで「1．自宅でひとり暮らし」、「6．高齢者向けの介護施設等」、「4．障害者向けのグループホーム」でした。

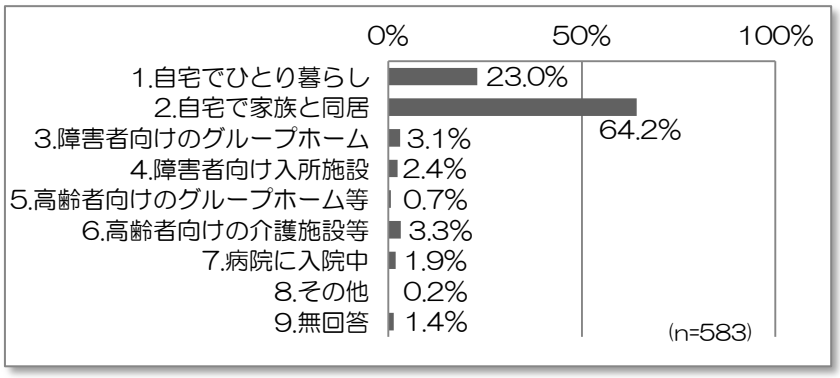

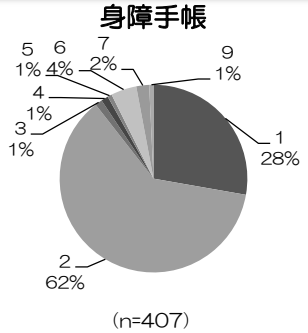

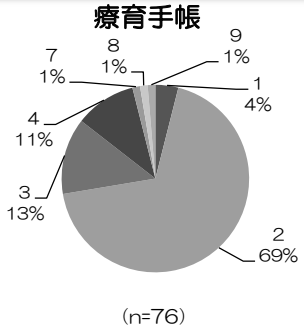

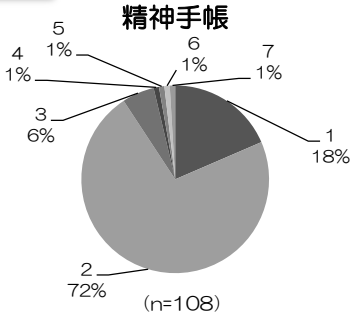

【　日中の過ごし方　】

「１０．家にいる」が最も多く、次いで「2．企業等で働いている」、「9．介護保険のサービスを利用している」でした。

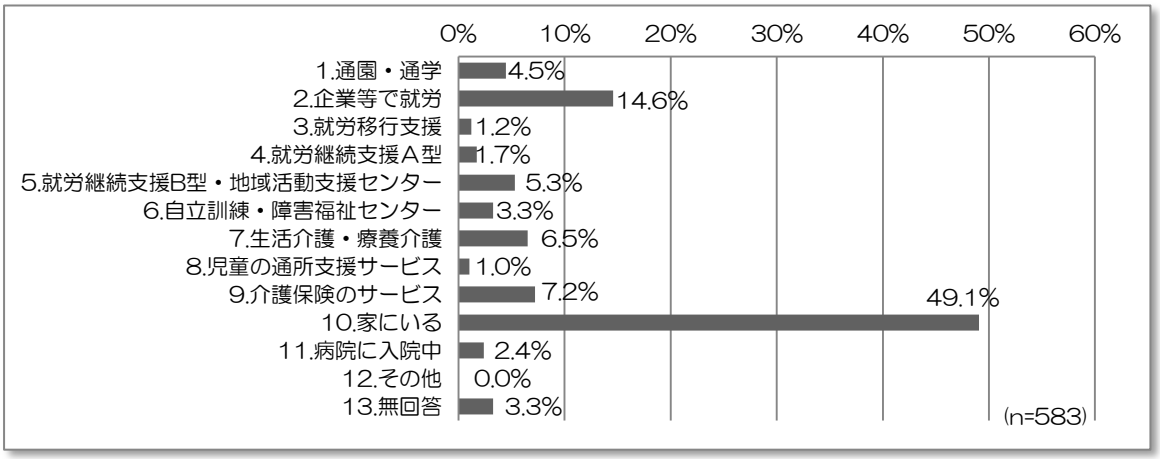

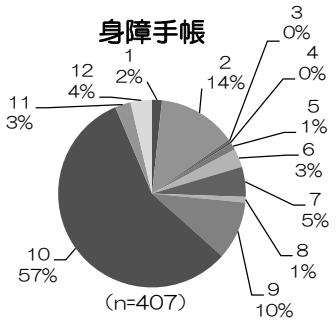

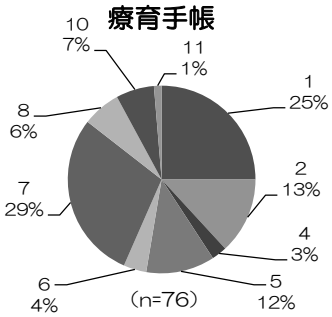

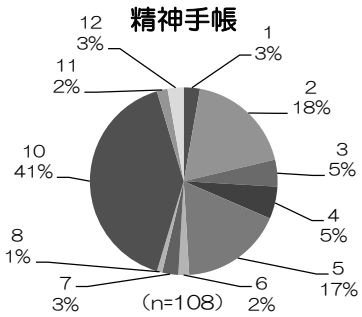

③ 今後の暮らし方

【　今後の住まい　】

「１．今の住まいで暮らしたい」が最も多く、次いで「３．自宅で家族と同居したい」、「２．自宅でひとり暮らし」「５．障害者向けのグループホーム等で暮らしたい」でした。

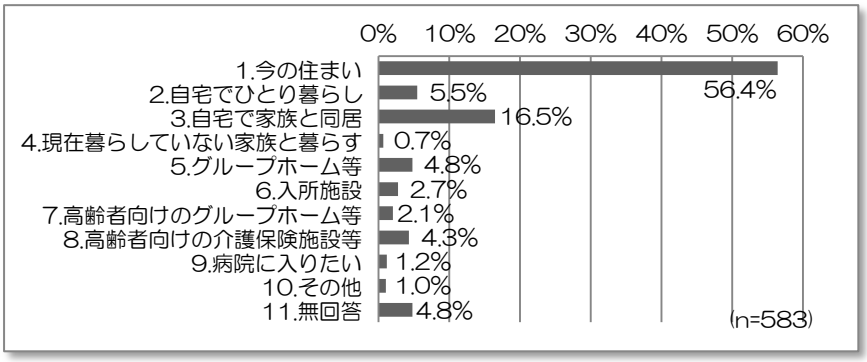

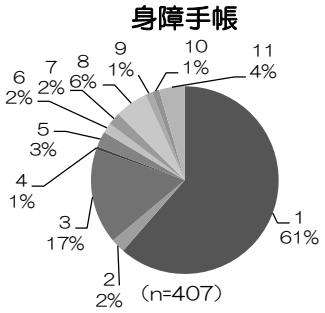

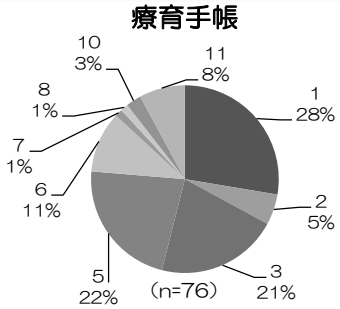

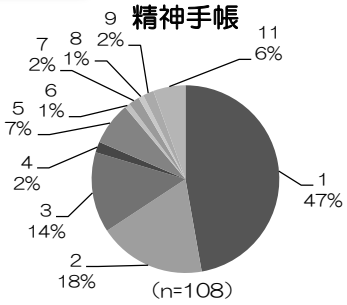

【　今後の日中の過ごし方　】

「１．現在の過ごし方を続けたい」が最も多く、次いで「３．企業等で働きたい」、「１１．家にいたい」でした。

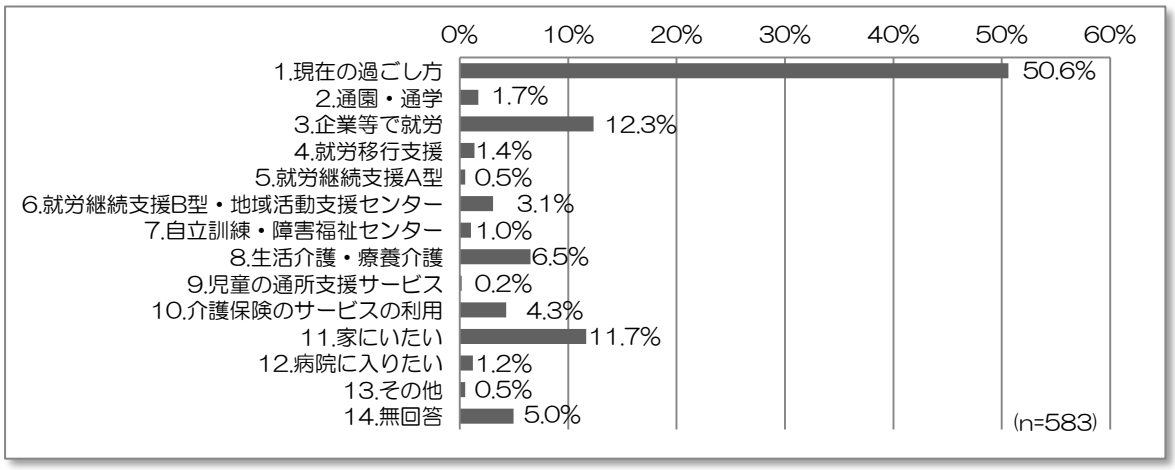

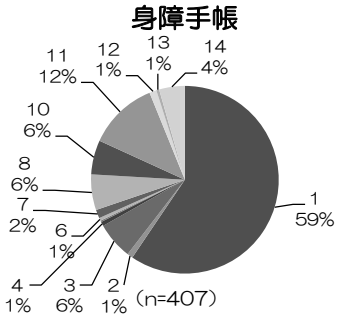

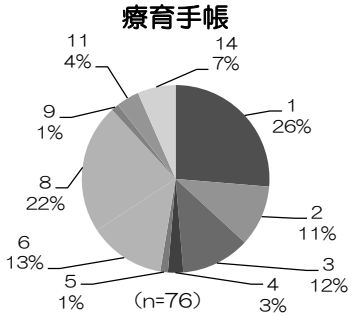

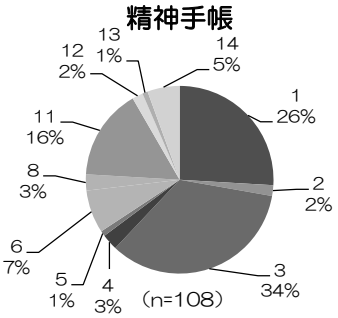

④ 障害福祉サービス等の利用状況

【　現在利用している障害福祉サービス等　】

「１５．利用している障害福祉サービスはない」が最も多く、次いで「１３．補装具の利用・日常生活用具の給付の利用」、「１４．自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を利用している」でした。

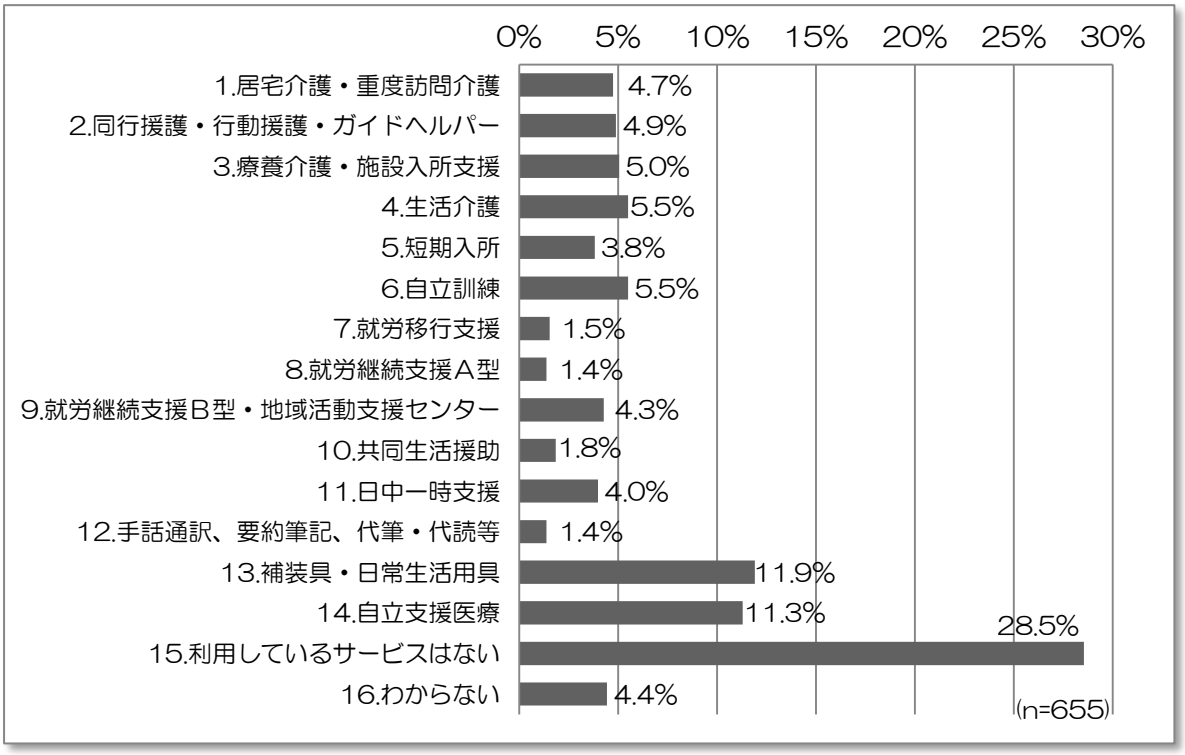

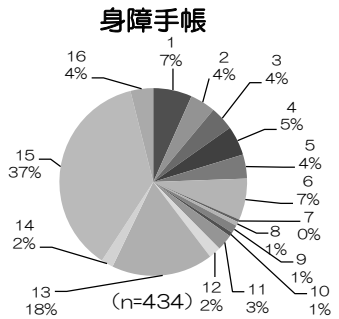

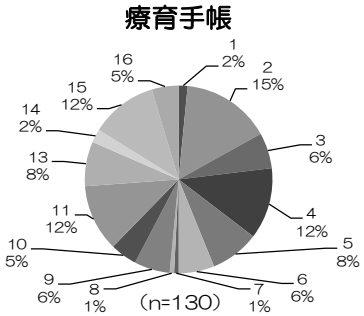

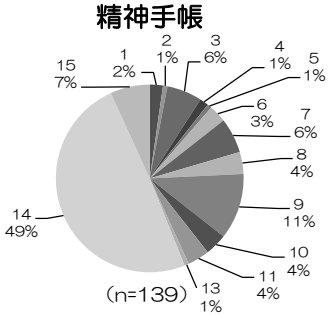

【　今後利用したい障害福祉サービス等　】

「１５．今のところ利用したい障害福祉のサービスはない」が最も多く、次いで「１６．わからない」、「１３．補装具・日常生活用具の制度を利用したい」、「１４．自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を利用したい」でした。

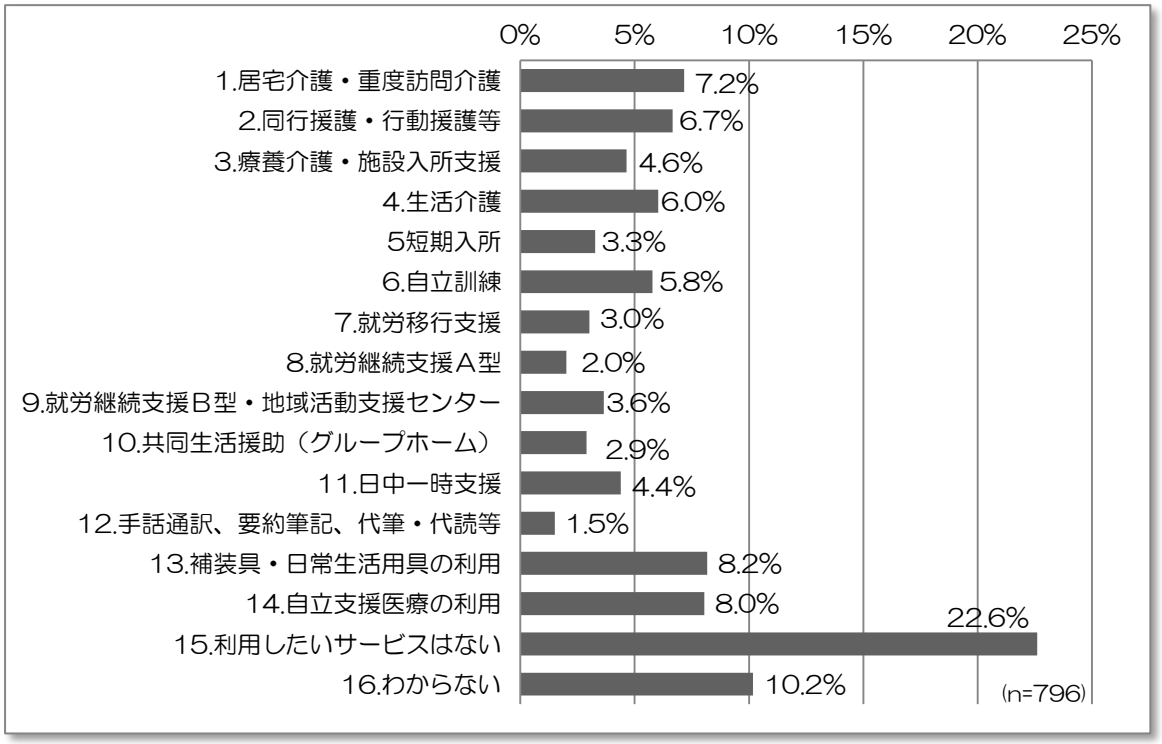

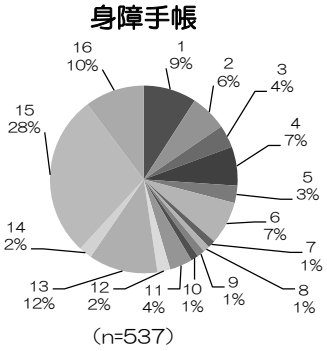

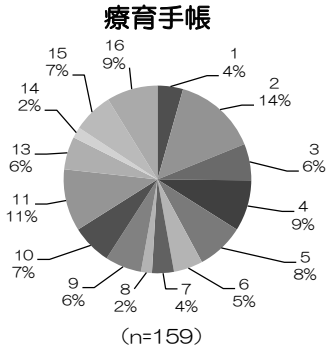

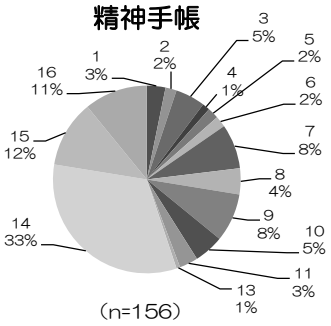

【　不便なことや困ったこと　】

「８．困ったことはない」が最も多く、次いで「９．わからない」、「７．制度がわかりにくい」でした。

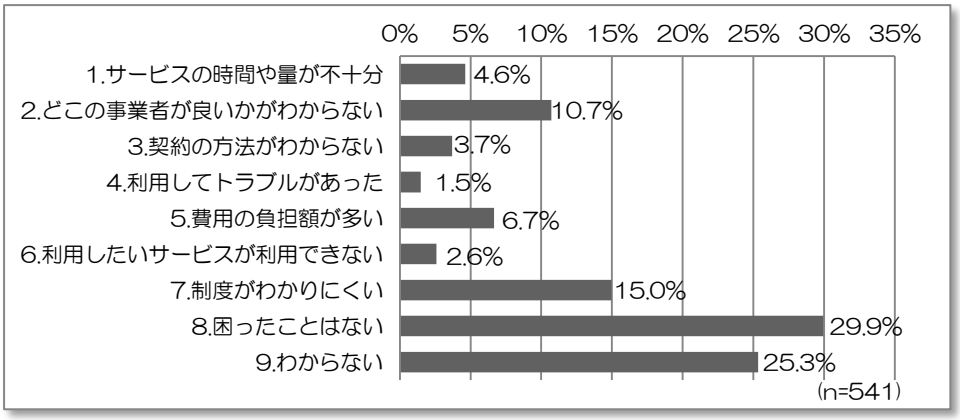

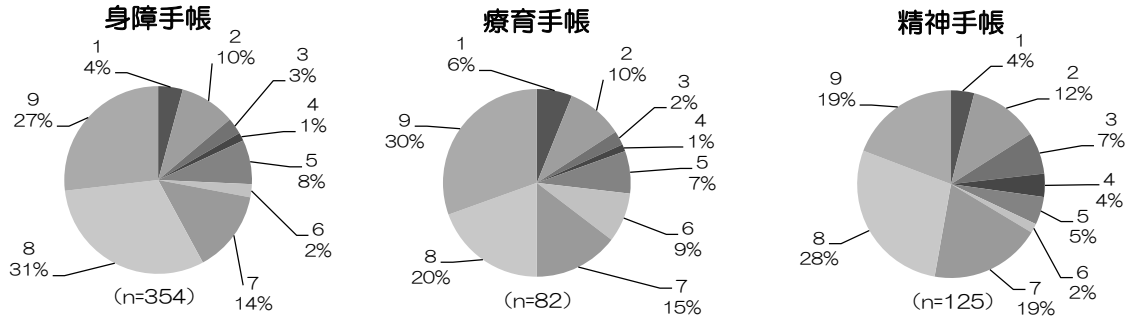

【　情報の入手方法　】

「１．市役所（窓口や電話での相談）」が最も多く、次いで「５．障害福祉のしおり（市役所発行）」、「８．医院・病院等の医療機関」でした。

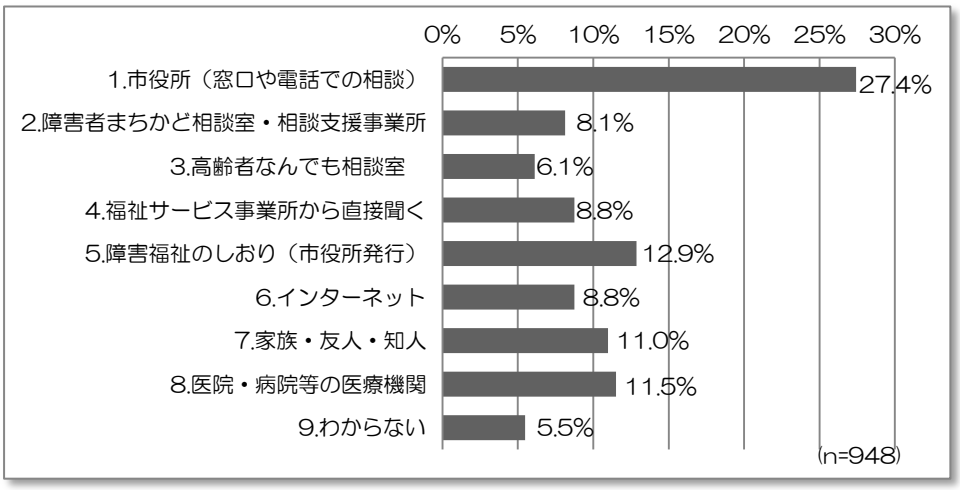

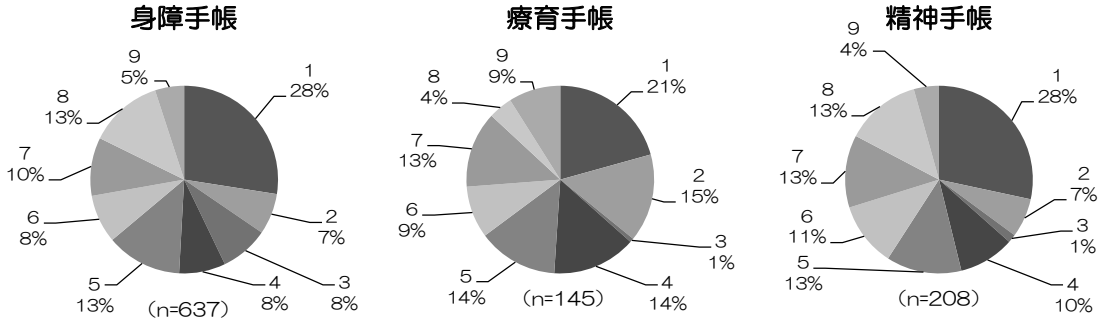

⑤ 就労について

【　現在の仕事に就いたきっかけ　】

「5．ハローワークの紹介」が最も多く、次いで「9．新聞・広告など自分で探した」、「1．障害者就労支援センター」でした。

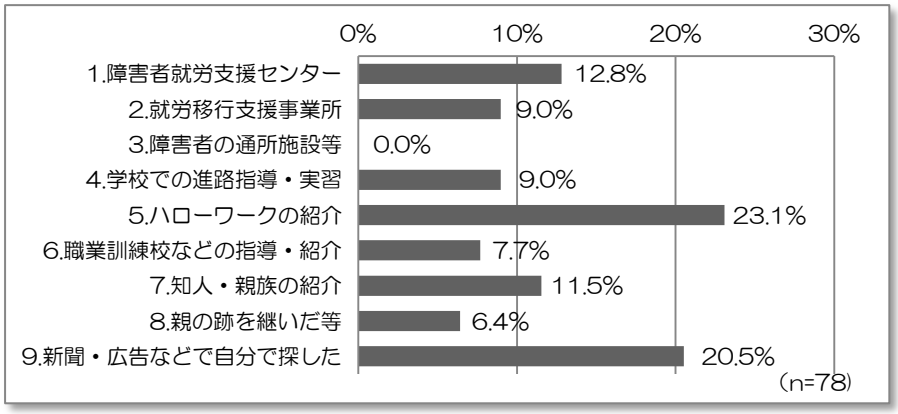

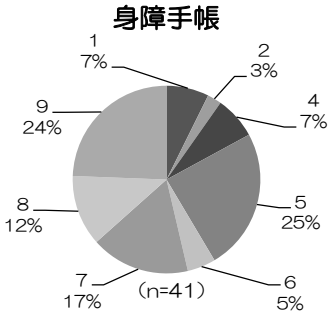

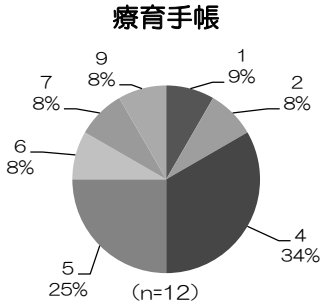

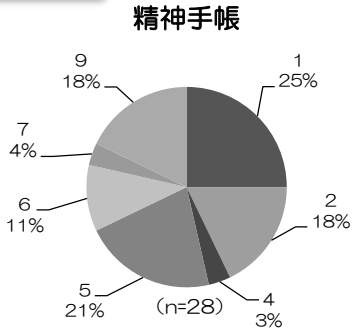

【　就労するために重要なこと　】

「6．企業・職場での障害の理解」が最も多く、次いで「１０．特にない」、「7．健康管理」でした。

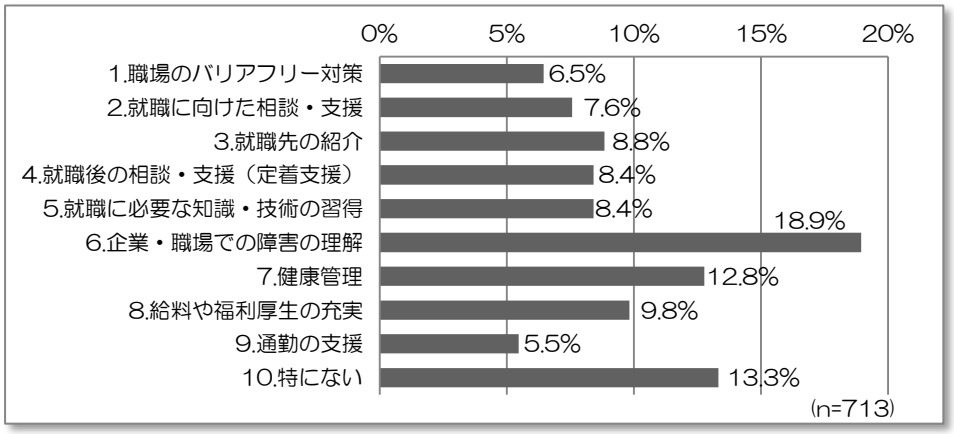

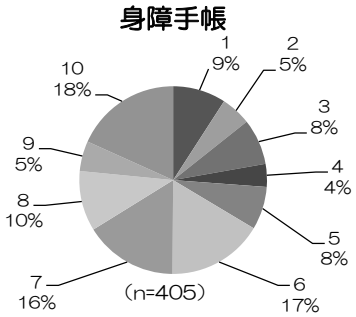

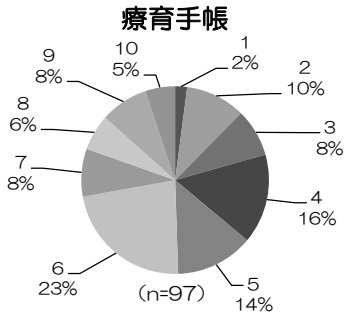

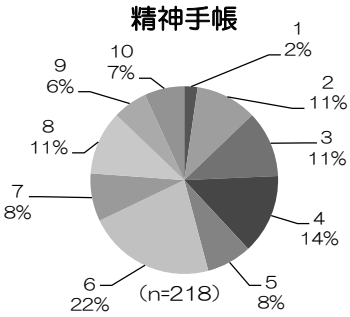

⑥ 親亡き後について

【　親亡き後について　】

「1．考えたことがある」と回答した方が、半数以上でした。「考えたことがある」と回答した方を手帳別にみると、「精神障害者保健福祉手帳」が最も多く、次いで「身体障害者手帳」、「療育手帳」でした。

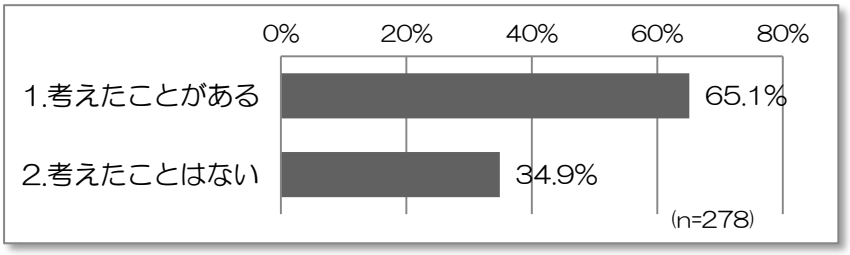

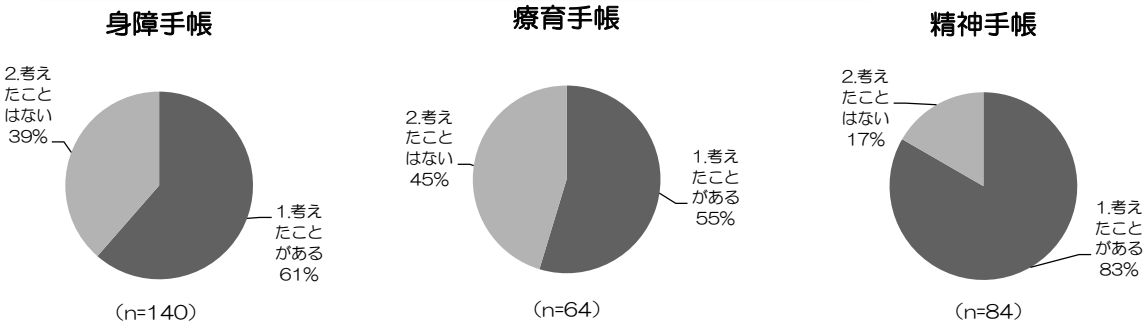

【　不安なこと　】

「2．金銭管理や財産管理に不安を感じている」が最も多く、次いで「4．家事や日常生活について不安を感じている（調理、食事、掃除、洗濯等）」、「3．障害の特性ゆえの生活のしづらさに不安を感じている」でした。

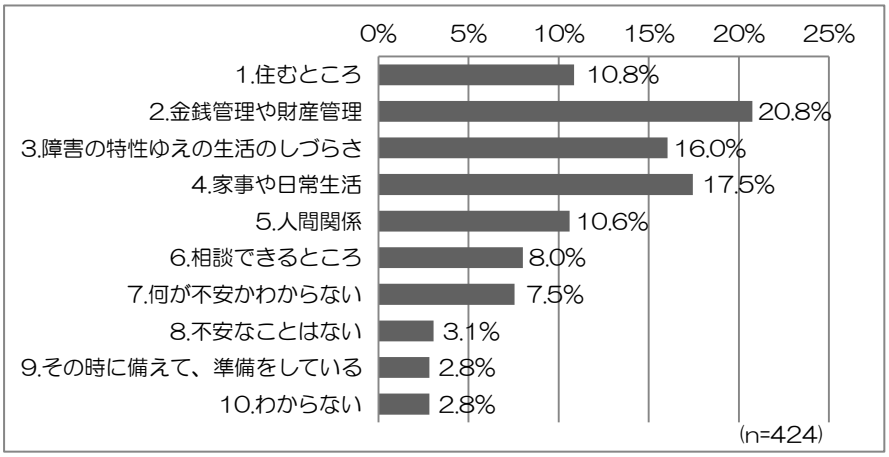

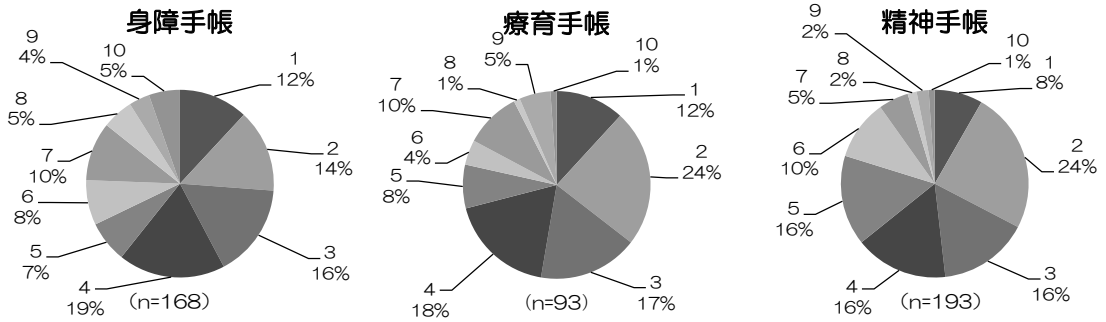

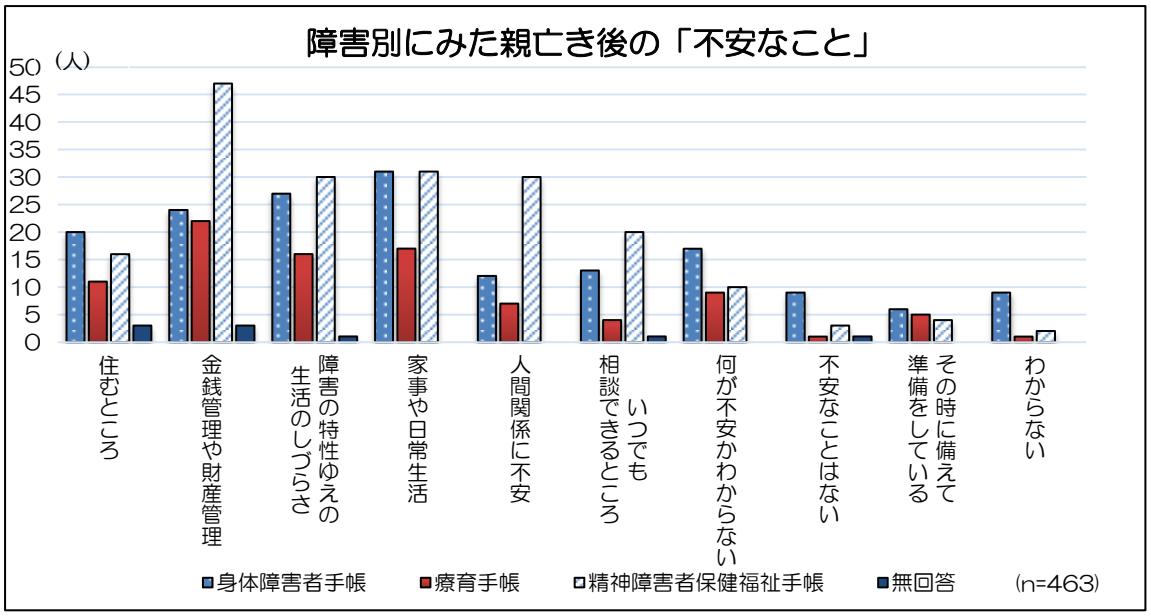

（４）アンケートのまとめ

ア　現在と今後の暮らし方について

〇住まい

現在と今後の回答について分析した結果、今後も継続して「自宅で一人暮らしをしたい」、「自宅で家族と同居したい」と考えている方が半数以上でした。また、今後は「（新たに）自宅で一人暮らしをしたい」、「障害者向けのグループホーム等で暮らしたい」という回答も多数ありました。一人暮らしに向けた支援や、グループホームの確保等が必要になってくると考えられます。

〇日中の過ごし方

現在と今後の回答について分析した結果、今後も継続して「家にいたい」、「企業等で働きたい」、「生活介護事業所等で過ごしたい」、「介護保険のサービスを利用したい」、「就労継続支援事業所等で働きたい」と回答した方が半数以上でした。また、今後は「企業等で働きたい」、「家にいたい」、「生活介護事業所等で過ごしたい」という回答も多数ありました。就労に向けた支援や、在宅での支援、また日中活動の場の確保が必要になってくると考えられます。

イ　今後の障害福祉サービス等の利用状況について

将来的に利用を希望している障害福祉サービス等は、現在利用している障害福祉サービス等の１．２倍に増加すると見込まれる結果となりました。特に「補装具・日常生活用具の制度の利用」、「自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の利用」、「居宅介護・重度訪問介護」が多く、また、「就労移行支援」や「就労継続支援（地域活動支援センターを含む）」等のサービスの利用についても今後はさらに増加していくと考えられ、これらのサービスが利用しやすい周知等を検討していく必要があると考えられます。

ウ　就労について

「企業・職場での障害の理解」、「健康管理」等が就労するために特に重要だと考えられ、企業等における障害に関する正しい知識と理解を深めるため、障害者就労支援センターの働きかけや本人および企業等に対する支援、また、就労による生活の変化等による健康管理のための相談支援および医療機関との連携が必要と考えられます。

エ　親亡き後について

親亡き後について考えたことがある方が多く、さまざまな不安を感じていることがわかりました。また、障害の特性により、それぞれが不安に感じている内容も違い、主に身体障害のある方は「家事や日常生活」、知的障害のある方は「金銭管理や財産管理」、精神障害のある方は「金銭管理や財産管理」でした。全体的に「金銭管理や財産管理」に不安を感じている方は多く、成年後見制度の需要や、不安なことに対する相談支援、また生活基盤のためのサービスの確保が必要と考えられます。

コラム①　興味があるものに参加してみませんか？

○仲間と共に歩む「アルコール教室」

楽しいはずのお酒が自分を苦しめる…やめなきゃと思ってもお酒をやめられない…断酒を一人で頑張ってしまっていませんか？同じように断酒を続けている、苦しみを乗り越えて今を楽しく過ごしている、お酒をやめた方やそのご家族が、あなたと仲間として出会うのを待っています。

○「デイケア・クラブ」へいらっしゃい！

こころの病気を抱えるようになって部屋にひきこもりがちになったり、人と会うのが不安だったりする方はいませんか？デイケア・クラブでは、病気を抱えながらも笑顔で生活している仲間がいます。相談できる相手もいます。心の荷物をそっと置いて、軽い気持ちで一歩踏み出してみませんか？

○「心の健康クラブ」で話しませんか？

家族の話はなかなか話しにくいもの。でも、こころの病気を抱えた方を支えている家族が、本当は一番支えを必要としているのでは？他の人はどうしているんだろう、こんなとき誰に相談できるんだろう。同じような悩みを抱えた方と一緒に話してみませんか？

問い合わせ：障害福祉支援課　障害者相談担当
０４－７１８５－１１１１（内線４２１）

２　事業所および団体ヒアリングの実施結果

（１）ヒアリングの概要

平成２９年６月１日から６月１８日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市において、障害福祉サービスおよび一部の地域生活支援事業のサービスを提供している事業所、また障害者団体へ郵送によるヒアリングを実施しました。

（２）ヒアリングの回答状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
障害福祉サービス事業所等	116	99	85%
障害者団体	10	8	80%

（３）ヒアリングの主な意見のまとめ

ア　障害福祉サービス等について

障害福祉サービス等のニーズの増減について調査したところ、「増えている」「変わらない」が全体の回答数の８割以上でした。「増えている」と回答のあった障害福祉サービス等は、「共同生活援助（グループホーム）」、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「計画相談」の順でした。「一人暮らし」の支援や「緊急時」、「親亡き後」も見据えたサービスの提供体制の整備が求められていると考えます。

また、日中に利用できる場所の確保および拡充や、余暇活動等の充実を望む意見も多数あり、障害のある方の社会参加には、生活の支援だけではなく、スポーツや文化活動を充実し、障害のある方一人ひとりが輝ける場と障害の理解を図る必要があります。

イ　サービスの提供体制にかかる課題について

サービスを提供するにあたり、人材不足から新規の利用者を受入れられない等、「人材の確保」を課題としている事業所が多く、また、サービスを利用するにあたり質の良いサービスを確保できるよう「人材の質の向上」等十分な提供体制が必要という意見もありました。障害のある方が適切なサービスと量を必要な時に利用できるようにするためには、サービスを提供する事業所の十分な提供体制を確保することが重要です。そのため、事業所のサービス提供体制にかかる課題について、状況を把握していく必要があると考えられます。

ウ　高齢化や医療的ケアを必要としている人に対する支援体制について

障害のある方の高齢化に伴い、介護保険のサービスへ移行する際に生じる制度の相違に対する意見があり、サービス利用の不安の解消や保険料の負担の軽減に努めていく必要があります。

また、「医療機関との連携」を重要ととらえており、「グループホームと医療の関係がさらに身近であると安心」と意見のある一方、「医療的ケアが必要な方に対

応した事業所が少ない」という意見もあり、今後も医療機関と福祉の連携の強化が必要と考えます。

エ　休日の過ごし方について

共同生活援助（グループホーム）において、「休日に居室における過ごし方ではなく、他のサービスを利用せざるを得ない状況がある」という意見がありました。障害のある方の希望する過ごし方が、実現できるよう障害福祉サービス等の基盤整備を推進していきます。

オ　権利擁護・成年後見制度について

回答のあった全事業所の利用者数は延べ１，３３３人で、６１人（４．５％）が成年後見制度を利用しており、７８人（５．８％）が準備中および将来的に利用を希望しているという回答でした。

「利用者の金銭管理や財産管理に関する規定等を定めているか」と聞いたところ、５８％の事業所が「特に定めていない」と回答しました。利用者が成年後見制度の利用が必要になった場合、「どのように対応しているか」と聞いたところ、１９％の事業所が「利用を勧め、手続きを支援している」と回答がありました。

全体的に「成年後見制度の必要性が高まってきた」という意見がある一方、さらなる「制度のわかりやすい周知が必要」という意見もあり、利用しやすいようによりわかりやすく、今後も継続して周知徹底に努めながら制度拡大の必要があると考えます。

カ　虐待防止について

「事業所において虐待防止マニュアルを作成しているか」と聞いたところ、１０か所の事業所が「作成していない」という回答でした。そのうち、「今後、作成する予定」が５０％でした。「作成していない」理由について、聞いたところ、「作成したいがノウハウがない」「必要性は感じるが後回しになっている」という回答が多数ありました。

また、障害のある方に対する虐待について、他市で起こった事例の教訓を受け、正しい認識や早期発見ができる虐待防止の体制および連携の強化を望む意見も多数あり、誰もが正しい認識を共有し、事例が起きないよう努めると共に、早期発見および迅速かつ丁寧な対応が取れるよう取り組んでいく必要があると考えます。

キ　安心して暮らせる環境づくりについて

福祉避難所において「体制の整備に万全を期してほしい」、「実践的な訓練を指導・援助してほしい」、「障害特性に応じた対応をしてほしい」という災害時における意見や、「車いすで移動する手段が困難」等のバリアフリー化の推進を望む意見がありました。災害時に安心して利用ができるよう、福祉避難所のあり方を研究し、また公共交通機関・公共施設・道路等のバリアフリーについて、関係機関と連携していく必要があると考えます。

第３章　計画の基本的考え方

１　基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、５つの基本目標を設けます。

基本目標（１）地域の理解・支援の促進

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員としてお互いを尊重する社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要です。これからも、障害についての理解を普及・啓発していくと共に、子どもの頃から正しい理解を育む機会を提供します。

基本目標（２）相談支援と権利擁護体制の充実

障害のある方やその家族、また、障害によるひきこもり等により支援が必要な方が、身近な場所で気軽に相談できるように、障害者まちかど相談室等相談支援体制や関係機関との連携をさらに充実させると共に、精神障害のある方に対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

市に設置している障害者基幹相談支援センターにおいては、障害者まちかど相談室と連携を図り、障害のある方への虐待防止、成年後見制度の活用、障害者差別解消法の啓発を促進し、権利擁護体制の充実を図ります。

基本目標（３）暮らしを支えるサービスの充実

障害特性にかかわらず障害のある方が在宅生活を続けられるよう、また、福祉施設の入所者等が地域生活へ移行できるよう、ライフステージに応じたきめ細やかなサービスや支援を充実し、関係機関との連携を図ります。また、医療的ケアが必要な障害のある方が健やかな心身を保ち、地域での安定した生活が継続できるよう医療・福祉の連携を充実すると共に、緊急時や親亡き後を見据えたサービスの利用や対応ができるよう地域生活支援拠点の整備を図ります。

基本目標（４）就労・社会参加の促進

障害のある方の生活の質の向上のために、スポーツや余暇活動等の情報や機会の提供を進めていきます。また、障害のある方が自立して生活できるようにするため、障害者就労支援センターを中核として、障害者まちかど相談室や就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等と連携し、相談の受付から就職後の定着を図るためのフォローアップまで、一貫した支援を提供すると共に、障害者雇用の一層の理解と協力を求めていきます。

基本目標（５）安心して暮らせる環境づくり

バリアフリーのまちづくりを推進し、情報を提供することで、障害の有無にかかわらず、すべての市民に住みやすいまちづくりを目指します。また、災害時に配慮が必要な方に対する支援計画である「避難行動要支援者避難支援計画」を基本とした「福祉避難所運営マニュアル」の策定や、災害時における支援のあり方を充実し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

我孫子市の花　つつじ

２　施策の体系

基本目標に基づき、基本方針と各施策を次の表のとおりとします。

基本目標	基本方針	施策
１ 地域の理解・支援の促進	１ 理解の促進	１　**☆広報・啓発活動の充実**
	２ 交流の場・機会づくり	１　交流の場の充実
		２　ボランティア活動への支援
２ 相談支援と権利擁護体制の充実	１ 相談支援体制の強化・充実	１　基幹相談支援センターの充実
		２　委託相談支援事業の充実
		３　障害者相談員利用促進
		４　**☆障害のあるひきこもりの方への支援**
		５　**☆精神保健福祉の充実**
	２ 権利擁護の推進	１　障害のある方への虐待を防ぐための支援
		２　**☆成年後見制度の活用の促進**
		３　障害者差別解消法の啓発
３ 暮らしを支えるサービスの充実	１ 日常生活への支援	１　福祉用具等の給付の推進
		２　**☆障害福祉サービスの充実**
	２ 情報提供の支援	１　コミュニケーション支援の推進
		２　情報取得への支援の充実
	３ 経済的支援の充実	１　経済的支援の充実
	４ 日中活動の場・住まいの場の充実	１　日中活動の場の充実
		２　**☆住まいの場の充実**
		３　公設施設運営の充実

基本目標	基本方針	施策
３ 暮らしを支えるサービスの充実	５ 保健・医療支援の促進	１　高齢障害者支援施策の推進
		２　在宅医療支援の推進
		３　健康づくり体制の充実
	６ 質の高い福祉サービスの提供	１　公設施設による支援の充実
		２　障害福祉サービス事業所指定・監査の充実
４ 就労・社会参加の促進	１ 就労の促進	１　**☆就労の促進**
	２ 社会参加の促進	１　障害のある方の主体的な活動への支援
		２　スポーツ・レクリエーションの充実
		３　芸術・文化活動の推進
５安心して暮らせる環境づくり	１ 快適な居住環境づくり	１　道路・交通のバリアフリーの推進
		２　**☆バリアフリー情報の提供**
	２ 防災・災害・緊急時対策	１　避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援
		２　緊急時の対応

※☆は、「重点施策」です。

コラム②　「ヘルプカード」を使ってみませんか？

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠している方等外見からは援助等を必要としていることがわかりにくい方等が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。

配布場所：障害福祉支援課、障害者まちかど相談室、各行政サービスセンター
問合せ：　障害福祉支援課　障害者相談担当　０４－７１８５－１１１１
千葉県健康福祉部　障害福祉推進課　０４３－２２３－２３４０

第４章　基本計画

基本目標１　地域の理解・支援の促進

【現状と課題】

障害のある方が地域の一員として暮らしていくためには、地域住民に対し、障害や障害のある方についての正しい知識を広め、理解を深めていくことが非常に重要なことです。

理解の促進に関しては、取り組みがすぐに目に見える成果として反映されるようなものではないことから、今後も継続して市民、地域、学校教育、公共施設の職員、公共交通機関、福祉施設および企業等に対し、広く障害のある方への理解を深めるための啓発活動を実施していくと共に、本市が実施している施策について積極的にＰＲしていく必要があります。

また、障害のある方と実際に交流することで、障害をより身近に感じることができ、正しい知識や理解につながります。交流等の機会の提供を促進することで、障害の有無にかかわらず、共に支え合う環境づくりを進めます。

【基本方針】

(1)　理解の促進

すべての市民が障害に対して正しい知識と理解を持つことができるよう、広報、学習、イベント等の機会を通じ、積極的に啓発活動を実施していきます。

No.	施策・事業	内容
1	広報・啓発活動の充実	障害福祉について関心と理解を深められるよう、市主催の講座や講演会の内容を充実します。特に、障害者週間に合わせた講演会やフォーラム等の啓発活動を実施し、ＰＲを図ります。 また、広報やホームページ等により、障害に関する正しい知識や理解を深めるためのさまざまな情報を発信すると共に、市の障害福祉施設の活動や行事についてＰＲしていきます。障害者団体や障害福祉サービス事業所の主催するイベントや講座等の情報についても積極的に掲載し、市民への情報提供を充実します。 小・中学校においては、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、さまざまな人が共に生活していくことの大切さが実感できるよう、生活科や総合的な学習の時間の中で体験的な活動を通じて学ぶ機会を設けていきます。

		さらに、市職員に対する研修を実施し、すべての職場において障害福祉にかかる認識を深め、情報を共有していきます。 ○市民への啓発 ○ホームページの充実（障害福祉支援課、あらき園、障害者福祉センター、障害者就労支援センター） ○障害福祉に関するマークの啓発 ○障害福祉に関する体験活動の実施（指導課） ○市職員に対する研修・啓発（総務課） ○障害者啓発事業の実施

※　所管は、カッコ内に掲載しています。カッコのない事業は、障害福祉支援課の所管です（以下、同じ）。

⑵　交流の場・機会づくり

市民が障害のある方についての正しい理解を深め、地域の支援を促進するため、各種行事等の開催を通じて地域住民等が障害のある方と交流する機会を設けます。

No.	施策・事業	内容
1	交流の場の充実	市内や近隣市の障害福祉施設との合同バザーやあらき園祭を実施し、地域との交流や障害福祉の啓発を図ります。 また、障害のある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、事業への後援や出前講座の活用等により積極的に支援していきます。 ○地域との交流（あらき園） ○自発的な活動に対する支援
2	ボランティア活動への支援	地域の人々との交流を図り、障害のある方への理解を深めるため、通所による障害福祉施設において、余暇活動や行事等を支援するボランティアの受け入れを推進します。また、あらき園や障害福祉センターにおいては、ボランティア団体への活動場所の提供も行います。 ○公設施設でのボランティア受け入れ（あらき園、障害者福祉センター） ○介護保険ボランティアポイント制度（高齢者支援課）

基本目標２　相談支援と権利擁護体制の充実

【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で自立して生活するためには、不安や希望を受け止め、社会資源等の情報提供・利用支援・ケアマネジメントによりニーズに合わせた複数のサービスを適切に調整する等、相談支援事業を充実することが重要です。

平成２４年から障害者総合支援法の対象者に難病患者が定められ、順次対象の範囲が拡大されてきたことや、発達障害等の障害に関する啓発や情報提供により、市民の認識が徐々に浸透してきていること等から、本市では、支援を必要とする障害のある方の相談やニーズが年々増加すると共に複雑化、多様化してきたため、市民にとってより身近で、いつでも専門的な相談ができる支援体制が必要とされてきました。

そのため、障害福祉支援課内に基幹相談支援センターを設置し、市内５地区にそれぞれの地域の相談窓口として、「障害者まちかど相談室」を設置しました。地域において障害者まちかど相談室の定着が進むにあたり、年々、各相談室の相談件数やよりきめ細やかな支援に対するニーズも増加し、これまで以上に相談支援従事者のスキルアップや、関係機関との連携の強化による相談支援の質の向上が求められています。基幹相談支援センターを中心とした障害者まちかど相談室および関係機関のさらなる連携強化や情報共有、研修等の実施により、相談支援事業の機能を強化・向上し、利用しやすく、質の高い専門的な相談の提供ができる相談体制への取り組みを推進していく必要があります。

これまでも社会問題として注目されているひきこもりの方については、本市での相談件数も増加傾向にあり、その中の障害に起因すると思われる相談に対応した仕組みづくりやアプローチ等の支援の方法を検討していきます。

障害のある方の権利擁護については、「障害者虐待防止法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等国内法制度の整備により、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国連の「障害者の権利に関する条約」に批准しました。本市においても障害を理由とする差別の解消を推進していくと共に、平成２８年４月に施行した「成年後見制度利用促進法」に基づき、自己の判断のみによる意思決定が困難な障害のある方の財産の管理等を社会全体で支え合うため、成年後見制度の利用を促進していきます。

【基本方針】

（1）　相談支援体制の強化・充実

障害のある方やその家族、関係者から、日常生活上の問題や障害福祉サービスの利用、権利擁護等、幅広く相談できる体制を充実していくことが望まれています。

そのため、障害種別に応じた相談支援体制の構築、民間の相談支援事業所の育成、相談支援事業所相互の連携強化の施策を展開していきます。

No.	施策・事業	内容
1	基幹相談支援センターの充実	地域における中核的な役割を持つ基幹相談支援センターを障害福祉支援課内に設置し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ職員を配置して身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対する専門的・総合的な相談を行うと共に、地域の相談支援事業所間の連絡調整や障害のある方・子ども・高齢者等の関係機関との連携を推進します。 また、障害のある方の高齢化への対応や在宅医療の推進、地域医療との連携が必要であることから、基幹相談支援センターへの看護職や心理職の配置について検討していきます。 〇障害者相談の実施 〇自立支援協議会の運営 〇指定特定相談支援事業の運営
2	委託相談支援事業の充実	障害者まちかど相談室では、相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため基幹相談支援センターとさらに連携を強化し、さまざまな相談ニーズへの対応を図ります。 また、質の高い相談支援を提供するために、相談支援従事者の質を高める取り組みを実施することで技術の向上を図り、地域の相談機関・民生委員・障害福祉サービス事業所等とのネットワークを強化します。 〇委託相談支援事業所報告会の実施 〇相談支援事業所連絡会の実施 〇相談支援専門員の研修等の実施 〇地域ケア会議への参加および実施
3	障害者相談員利用促進	障害のある方やその家族から選出された障害者相談員は、障害のある方が日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、必要な助言をしています。障害のある方の立場に立った相談をより充実していきます。 〇障害者相談員の利用啓発 〇障害者相談員の各種研修の実施

4	障害のあるひきこもりの方への支援	県が設置した「ひきこもり地域支援センター」と連携し、基幹相談支援センターにおいて、障害のあるひきこもりの方およびその家族等からの相談を受けつけます。また、障害に起因する可能性が高いと思われる場合は、必要に応じて市内の障害者まちかど相談室や地域活動支援センターⅠ型の協力を求めながら、訪問相談や面接等の支援を行っていきます。 また、理解者を増やすためにも、障害のあるひきこもりの方への支援に関する啓発活動を行います。 なお、障害のあるひきこもりの方は、特性上理由が不明な場合が多く、障害を起因とするひきこもりでない場合もあるため、他機関との連携による潜在的なひきこもりの把握や相談および居場所づくりについて検討していきます。 ○障害のあるひきこもりの方に対する支援機関のネットワークの構築 ○障害のあるひきこもりの方への支援研修会の実施
5	精神保健福祉の充実	当事者を対象としたデイケア・クラブや、家族を対象とした心の健康クラブについては、市内の地域活動支援センターとの連携を深め、利用者の状況に合わせて利用しやすい事業運営を実施していきます。 心の相談、アルコール関連問題相談については、講演会の開催等により事業内容の周知を進め、利用者の増加を目指します。 また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、精神科医療、福祉関係者による協議の場を設置します。 ○デイケア・クラブの充実（障害者福祉センター） ○心の健康クラブの充実 ○心の相談の実施 ○アルコール関連問題相談の実施 ○メンタルヘルス啓発事業の実施 ○精神保健福祉協議会の設置【新規】

⑵　権利擁護の推進

障害のある方が施設や地域の中で安心して生活できるよう、権利を擁護する支援体制が求められています。そのため、障害のある方をはじめ、施設従事者や雇用者、養護者に対して虐待への理解を深めることや、成年後見制度の活用や障害者差別解消法の啓発等の推進を図ります。

No.	施策・事業	内容
1	障害のある方への虐待を防ぐための支援	障害のある方の尊厳を傷つけ、自立および社会参加の妨げとなる虐待を防止することは、極めて重要です。そのため、市民に対する啓発活動や施設従事者への研修等を実施し、障害者虐待を予防する施策を推進します。また、関係機関との連携を強化して早期発見につなげ、通報等への迅速な対応および安全確保のための一時保護事業等を実施していきます。 ○障害者虐待防止センターの運営 ○障害者虐待防止法の理解の促進 ○虐待に対する相談、指導、一時保護の実施 ○虐待防止のための研修および啓発活動の実施 ○障害福祉サービス事業所職員研修の実施 ○自立支援協議会権利擁護部会との連携
2	成年後見制度の活用の促進	成年後見制度の活用を促進するため、申立て能力がない障害のある方に対して市長申立てによる支援や、制度にかかる報酬の助成を受けなければ制度の利用が困難な方への報酬扶助を実施していきます。 また、法人後見への支援、市民への周知・啓発活動、市民後見人の育成等について社会福祉協議会内に設置された「あびこ後見支援センター」と連携を図り、制度の普及に努めていきます。 ○成年後見制度に基づく市長申立ての実施 ○成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成事業の充実 ○成年後見制度の普及啓発 ○市民後見人育成事業の実施
3	障害者差別解消法の啓発	すべての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現へ向け、障害を理由とする差別の解消を目的として平成２８年４月に施行された障害者差別解消法について、啓発を行っていきます。 ○障害者差別解消法の理解の促進

基本目標３　暮らしを支えるサービスの充実

【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、活発に社会に参加していくためには、地域におけるサービスの質や量を確保し、サービスの情報提供から利用まで総合的な支援体制を整備することが必要です。一方で、真に入所が必要な重度障害のある方に対し、安心・安全な居住の場と日中活動の場として入所施設の継続利用を支援することも必要です。

これまで、本市は医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした短期入所（ショートステイ）の事業所やグループホームの拡充、地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所への移行支援を実施してきました。今後は、緊急時の対応や親亡き後を見据えた体験入居の機能や専門的な相談支援が提供できる体制の充実が必要であり、計画的に基盤整備を進めていく必要があります。

また、必要なサービスの質と量を確保し、充実した障害福祉サービス等を提供するためにも、事業所が安定して運営できる仕組みづくりや、障害のある方、特にグループホーム等に入居している方の休日の過ごし方については、国の制度に基づいて推進していきます。

さらに、自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮すると共に、障害のある方の障害福祉サービス等その他の日常生活への支援を充実していくことで、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加の実現を図っていきます。

【基本方針】

（1）　日常生活への支援

障害のある方が安心して地域で暮らせるよう、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の在宅生活におけるサービスの内容を充実させると共に、必要な時に必要なサービスが受けられる体制を整備します。

No.	施策・事業	内容
1	福祉用具等の給付の推進	日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具等を必要とする方に、日常生活用具を給付します。給付品目は、適宜見直しながら、より現状に即した使用しやすい用具を給付できるよう検討していきます。 また、障害の部位を補うことや機能低下の代償等を必要とする方に、補装具を給付します。 これらの給付は、費用の一部または全部を支給することにより行います。

		○日常生活用具の給付 ○補装具の給付
2	障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法において、障害福祉サービスは介護給付と訓練等給付に分けられており、介護給付には、居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・療養介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ）等があり、訓練等給付には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・共同生活援助（グループホーム）等があります。今後は、平成３０年に新たに追加された自立生活援助や就労定着支援を含めた各サービスの充実に努めると共に、福祉施設の入所者が自立訓練事業等を利用し、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等の地域へ移行できるよう支援していきます。 また、社会参加や余暇活動の推進、家族の介護負担を軽減するため、ガイドヘルパーの派遣（移動支援事業）や日中一時支援事業等の各種事業を実施します。 ○介護給付 ○訓練等給付 ○移動支援事業 ○日中一時支援事業 ○配食サービスの実施 ○訪問入浴サービスの実施 ○理髪サービスの実施

(2) 情報提供の支援

障害のある方の日常生活における円滑なコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣等のコミュニケーション支援を推進します。また、障害に配慮し、市のホームページや広報あびこでの構成を工夫すると共に、わかりやすい方法により情報を提供していきます。

No.	施策・事業	内容
1	コミュニケーション支援の推進	聴覚障害のある方が、円滑なコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者および要約筆記者の派遣等を実施すると共に、手話奉仕員の養成講座および中途失聴者・難聴者に向けて手話講習会・読話講習会を開催します。 また、脳の損傷により、聞く・話す・読む・書く等に障害のある方（失語）とのコミュニケーションを図るため、失語に関する知識と会話技術を持った意思疎通支援者を派遣します。

		○コミュニケーションの支援 ○手話奉仕員の養成 ○失語のある人向け意思疎通支援者の派遣（障害者福祉センター） ○手話講習会・読話講習会（障害者福祉センター）
2	情報取得への支援の充実	障害福祉に関する情報をまとめた「障害福祉のしおり」を発行し、わかりやすく正確に情報提供していきます。 広報紙「広報あびこ」では、視覚障害のある方向けに朗読音声を収録した「声の広報あびこ」でもお知らせします。 市ホームページでは、すべての人が安心して外出できるよう、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽！あびこ」を公開しています。また、市ホームページの表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな表示の機能で情報を提供し、障害に配慮したページづくりを行っています。今後も、ホームページの充実を図り、バリアフリー情報を提供していきます。 さらに、視覚障害のある方が判別しやすいよう点字シールや音声コードを付した郵送物について、関係各課と協議しながら実施します。 それぞれの業務を通じて、障害のある方に対して必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障害福祉サービス等の活用が促されるようにします。 ○障害福祉のしおりの発行 ○声の広報あびこ（秘書広報課） ○市ホームページの文字拡大・音声読み上げ（秘書広報課） ○視覚障害に配慮した郵送物による情報提供の実施

(3) 経済的支援の充実

障害のある方の経済的自立を支援するため、本人および家族等への経済的負担の軽減を図る必要があります。各種福祉手当や医療費の給付、その他の助成事業等、経済的支援の充実を図ります。

No.	施策・事業	内容
1	経済的支援の充実	障害のある方やその家族等の経済的な負担を軽減するため、各種福祉手当や医療費等の給付等を実施します。 また、指定難病の方に対して特定疾病療養者見舞金を給付します。 ○各種福祉手当の給付

		○自立支援医療費の給付 ○重度障害者医療費の給付 ○グループホーム等家賃の助成 ○一時介護委託料の助成 ○障害者支援施設等通所費用の助成 ○福祉タクシー初乗り料金の助成 ○住宅改造費の助成 ○自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成 ○特定疾病療養者見舞金の給付（健康づくり支援課）

(4) 日中活動の場・住まいの場の充実

障害のある方が住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るためには、日中活動の場・住まいの場の確保が不可欠となります。これまで本市では、住まいの場としてのグループホーム等の立ち上げや施設の改修費用の補助を実施してきました。また、日中活動の場についても障害福祉サービスを実施する事業者へ建設費等の補助を行ってきました。

今後も、障害のある方が安心して生活できるよう、日中活動や住まいの場の整備に対する補助を実施すると共に、医療との連携強化や地域生活支援拠点の整備により、地域で生活できるよう支援を行っていきます。

No.	施策・事業	内容
1	日中活動の場の充実	障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るため、現在の施設整備費補助や運営費補助等について、必要性を検証しながら継続していきます。また、地域活動支援センターがより良質なサービスを提供することができるよう、指定障害福祉サービス事業へ移行にかかる施設整備費を補助していきます。 ○障害福祉サービス事業所施設整備・運営支援 ○地域活動支援センターの運営支援
2	住まいの場の充実	障害のある方の地域生活への移行の推進や地域における住まいの場の確保にあたり、グループホーム等を運営する事業所の安定的な運営を図るため、施設整備費補助や運営費補助等について実施していきます。 また、障害のある方の緊急時の受入体制の確保や「親亡き後」を見据えたグループホームの体験の場の確保等、地域での生活の拠点を整備していきます。 ○グループホーム施設整備・運営支援

		○生活ホーム運営支援
3	公設施設運営の充実	あらき園では、日常生活の介護が必要な方に対し、食事や排せつの支援を継続して行うと共に、喀痰吸引等を必要とする利用者を受け入れるための体制を整備します。また、機能訓練や体力づくり、創作的活動、季節に合わせた行事、各種余暇活動等を継続して実施していきます。 障害者福祉センターでは、障害のある方の身体機能の向上を図るため、専門職による自立訓練や社会適応訓練を継続して実施していきます。なお、地域活動支援センター事業については、内容の見直しや他の事業等への移行等を検討していきます。 ○あらき園運営の充実（あらき園） ○障害者福祉センター運営の充実（障害者福祉センター）

⑸　保健・医療支援の促進

医療的ケアを要する障害のある方の在宅生活を支援するため、在宅医療・福祉連携体制の整備が求められています。医療を必要とする方と家族が安心して在宅で過ごすためには、訪問看護によるサポートや、専門医療機関、福祉・教育等との連携が非常に重要です。

また、高齢化する障害福祉サービス利用者に配慮した支援を充実し、推進する必要があります。

No.	施策・事業	内容
1	高齢障害者支援施策の推進	障害者総合支援法の改正に伴い、長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢期の障害のある方に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減を踏まえ、高齢化する障害福祉サービス利用者に合った支援を推進します。 ○高齢障害者が介護保険へ移行した場合の障害福祉制度による利用者の負担軽減【新規】 ○高齢障害者に対応した障害福祉サービスの推進（障害福祉支援課、高齢者支援課）
2	在宅医療支援の推進	医療的ケアを要する障害のある方や難病の方の在宅生活を支援するため、在宅医療に関する情報を集約し、障害特性に合わせた看護・介護ができるよう、福祉と医療との連携を充実させます。 ○在宅医療支援の推進

		○重度訪問介護利用者が入院した場合の医療機関における障害者支援【新規】
3	健康づくり体制の充実	妊産婦健康診査、特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診、歯科健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めていきます。 また、障害のある方への口腔の健康維持のため、希望する福祉サービス事業所等の利用者に対し、継続して歯みがき指導を実施していきます。 ○各種健康診査、各種がん検診、歯科健康診査（健康づくり支援課） ○歯科健康相談・健康教育（健康づくり支援課） ○出前講座等を通じた生活習慣病予防に関する情報発信（健康づくり支援課）

⑹　質の高い福祉サービスの提供

公設施設であるあらき園および障害者福祉センターでは、質の高いサービスを提供できるよう専門職を配置し、民間事業所への技術的な援助を強化して支援の充実を図ります。

No.	施策・事業	内容
1	公設施設による支援の充実	市の専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、ジョブコーチ等）を民間事業所へ派遣し、技術的支援や連携を強化することで、民間事業所のサービスの質を確保していきます。 ○事業所への専門職派遣（あらき園、障害者福祉センター）
2	障害福祉サービス事業所指定・監査の充実	障害福祉サービス事業所に対する監査等を強化することで、質の高いサービスを維持できるよう、事業所の指定および監査業務を継続して実施していきます。 ○障害福祉サービス事業所の指定および監査

基本目標４　就労・社会参加の促進

【現状と課題】

障害のある方が働くことを通して、安定した生活の維持や生きがいのある生活を送るためには、多様な就労ニーズに対応し、障害の程度や特性に応じた就労環境づくりを推進する必要があります。

平成２５年６月の障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止および障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められ、平成２８年４月に一部施行しました。また、平成３０年４月から障害のある方の法定雇用率が引き上げられることに伴い、今後も就労するための支援や就労した後の定着の支援を充実していく必要があります。

本市では、障害者就労支援センターを設置し、障害のある方の一般就労に関する相談・支援に取り組んでいます。市内福祉施設の利用者を対象に実施する就職準備訓練は、就職希望者の増加に伴い、平成２８年４月から訓練スペースを拡充して対応しています。今後は、近年増え続けている精神障害のある方や発達障害の傾向がある方の相談に対応するために、評価機能と就職準備訓練のさらなる充実を図る必要があります。

また、障害者優先調達推進法による方針の策定および取り組みを推進することで、障害福祉施設等の受注の機会を確保し、福祉的就労をしている障害のある方の自立を促進していきます。

さらに、生活の質の向上を図るためには、スポーツ・レクリエーション、芸術文化等の余暇活動が重要です。しかし、スポーツ・文化施設や各団体における障害のある方の受け入れについては、設備面や人的な課題が多く、誰でも参加できる環境の整備等を検討する必要があります。

【基本方針】

(1)　就労の促進

就労支援の取り組みについては、障害者就労支援センターを中核として職場適応援助者を配置し、就労を希望する方からの相談、訓練を通してスムーズな一般就労への移行を支援してきました。今後も、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等と連携し、相談の受付から就職後のフォローアップまで一貫した支援を提供します。

また、福祉施設から一般就労への移行を促進すると共に、就職後の定期的な面談の実施や職場訪問、労働時間や業務内容に関する就職先への助言等の支援についても継続して実施し、一般就労に移行した人が職場に長期定着できるよう支援します。

No.	施策・事業	内容
1	就労の促進	就労移行支援事業所や地域活動支援センター等の利用者で一般就労を目指す方に対して、相談、評価、就職準備訓練の一貫した支援を行います。就労移行支援事業所への技術的な援助を行い、訓練をする利用者のアセスメント（分析や評価）を強化します。就労に向けた適切な評価と適性の把握をすることで、訓練がより有効に行われるようにサポートします。 一方、就労した方に対しては、就労の定着を図るため、雇用主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行っていきます。 また、障害者優先調達推進法にかかる方針の策定を毎年行い、その実績を公表します。各福祉施設で実施できる業務内容等の情報を収集すると共にホームページ等で公開し、物品および役務の調達推進を図ります。 ○障害者就労支援センターの充実（障害者就労支援センター） ○市役所での就労の場の確保（総務課） ○障害者優先調達推進法にかかる方針の策定・推進 ○老人福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣

(2) 社会参加の促進

障害のある方のスポーツ・レクリエーション、芸術文化等の余暇活動は、生活の質の向上につながり、身体機能の維持においても非常に重要です。また、このような社会参加が、障害のある方への理解の促進にもつながります。この余暇活動を支援するためには、より多くの活動の機会や情報を提供することが必要です。

No.	施策・事業	内容
1	障害のある方の主体的な活動への支援	障害者就労支援センターでは、青年サークル「むぎの会」を運営し、就労している障害のある方の余暇活動を支援しています。法定雇用率の引き上げに伴い参加者の増加が予想されるため、内容や体制の見直しを実施していきます。 障害者福祉センターでは、障害のある方を対象とした陶芸サークルに対し、活動場所の提供等の支援を行っています。活動の活性化を図るため、支援のあり方を検討していきます。 ○青年サークルむぎの会（障害者就労支援センター） ○サークル活動支援（障害者福祉センター）

2	スポーツ・レクリエーションの充実	障害者福祉センターでは、障害のある方でも楽しめるスピードボール講座やハンドベル講座を実施しています。また、障害者スポーツ体験教室の開催や、千葉県障害者スポーツ大会に参加する方への支援を行っています。なお、講座については参加者が減少しているため、講座のあり方について検討していきます。 文化・スポーツ課においても、スポーツ推進委員が、誰でも手軽に楽しめる「ニュースポーツ」を通じて、福祉施設の利用者と交流を図っています。 今後、本市の広報やホームページ、福祉施設連絡会等において障害のある方でも楽しめるスポーツの啓発や情報提供等を行い、広くスポーツに親しめる機会を提供します。 ○障害のある方でも参加できるスポーツ・レクリエーションの推進（障害者福祉センター、文化・スポーツ課）
3	芸術・文化活動の推進	障害者福祉センターでは、社会参加のきっかけとなるように絵画・陶芸・書道の講座を実施しています。また、講座での作品を、市内の公共機関、病院、商業施設等で展示しています。なお、講座については、参加者が減少しているため、講座のあり方について検討していきます。 ○絵画・陶芸・書道等の講座の実施および作品展示（障害者福祉センター）

コラム③　市内福祉施設の製品等をご紹介しています！

市内の障害福祉施設において、受注できる業務や販売等している製品の情報を市のホームページで掲載しています。是非ご覧ください。

トップページ＞健康・福祉＞障害者福祉＞市内福祉施設等の製品等を紹介します。

ＱＲコード

基本目標５　安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、すべての市民にとって安心して暮らせる環境づくり、誰にとってもバリアフリーなまちづくりが必要です。

今後も引き続き、関係機関や民間事業者、市民と連携し、安心して生活できる生活環境の整備、バリアフリーとユニバーサルデザインの普及・啓発を推進していく必要があります。

また、災害時に配慮を要する方に対する支援のあり方が問われています。本市においても東日本大震災による被害を受けたことで、特に障害のある方や高齢者は、移動手段や情報を得ること等に不安を抱えて生活しています。

市では、東日本大震災の教訓や国の方針等に基づき、地域住民や地域の組織・団体等による避難支援体制の構築へ向け、新たに「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、市民安全課を中心として、災害時の要支援者対策に取り組んでいます。今後も、避難場所での生活に地域における共助の力を最大限活用しながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

【基本方針】

（1）　快適な居住環境づくり

誰もが社会的活動に参加しやすい環境を目指し、千葉県福祉のまちづくり条例に沿った福祉のまちづくりを総合的に推進します。

また、歩道段差解消や点字ブロック補修・設置等、バリアフリー化を進める事業を計画的に実施していきます。

No.	施策・事業	内容
1	道路・交通のバリアフリーの推進	駅施設については、バリアフリー化を推進し、駅を利用するすべての人が安全で快適に利用できる環境を関係機関と協力しながら整備していきます。 市内の自動車教習所や病院等が運行している送迎バスの空席を活用し、高齢者や障害のある方の買い物、通院、交流等の外出を支援します。 歩行空間については、段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックの敷設等を計画的に行うと共に、警察署と連携し、視覚障害者用信号機や交通信号機等の交通安全施設を整備します。また、歩道に自転車や荷物を放置しないよう市民へ啓発します。 ○駅舎および駅周辺の整備（交通課）

		○事業者等の送迎バスの空席を活用した外出応援事業（交通課） ○歩行空間の整備（道路課、交通課）
2	バリアフリー情報の提供	すべての人が安心して外出できるように、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽！あびこ」をホームページで公開しています。今後も内容の充実を図り、バリアフリー情報を提供していきます。 ○バリアフリー情報提供事業（障害者福祉センター）

⑵　防災・災害・緊急時対策

自力で避難が困難な障害のある避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難が困難であり、被害を受けやすい立場にあるため、「支援が必要」であることを周囲の人にわかりやすく表示する等、避難支援対策の充実・強化が求められています。災害時の避難所では、肢体不自由・聴覚・視覚・知的・発達・精神障害等、それぞれの特性に合わせた配慮が必要であり、地域の誰もが障害の特性に対応した「マニュアルづくり」や、本人も参加する地域での「防災訓練」等顔の見える関係での地域づくりが非常に重要です。

また、災害時以外についても、緊急時の対応に有効なヘルプカードやＮＥＴ１１９の周知・活用を図っていきます。

No.	施策・事業	内容
1	避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援	「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」および「我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、同意前提方式による要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援団体に対して名簿を提供できる環境を整備します。 また、避難支援団体へ名簿の提供が進み、個別計画作成の環境が整った段階で個別計画作成検討会を設置し、それに合わせ、健康福祉部で構成する要支援班として福祉避難所運営マニュアルを策定していきます。 ○避難行動要支援者避難支援計画の推進（市民安全課） ○避難行動要支援者名簿の作成 ○福祉避難所の指定（市民安全課） ○福祉避難所運営マニュアルの策定（健康福祉部） ○災害避難所要支援者用ベストの配置【新規】 ○福祉施設での避難訓練（あらき園、障害者福祉センター、こども発達センター）

２	緊急時の対応	いざというときに必要な支援や配慮を周囲に知らせるヘルプカードの携帯や、聴覚や発話に障害のある方が携帯電話やスマートフォンを使って素早く１１９番に通報するためのＮＥＴ１１９について広く周知し、活用していきます。 ○ヘルプカードの周知および活用 ○緊急通報システムＮＥＴ１１９の周知および活用（消防本部、障害福祉支援課）【新規】 ○緊急通報システム装置の貸与

コラム④　障害者まちかど相談室とは？

市では委託事業として、障害のある方やそのご家族等が、身近な地域で気軽に相談出来るよう、「我孫子地区」「天王台地区」「湖北地区」「新木地区」「布佐地区」の５か所に「障害者まちかど相談室」を開設しています。市役所が遠かった地域の方にも気軽に相談して頂けるよう、地区ごとの配置となっています。また、ご自宅にお伺いしての相談にも応じています。秘密厳守で相談無料です。一人で悩まずに、まずは、お気軽にご相談ください。

No.	名　　称	所　　在（電話）
1	我孫子地区障害者まちかど相談室 （あびこ相談支援センター）	寿２－２７－４１ TEL　7196-6131
2	天王台地区障害者まちかど相談室 （相談支援事業所むつぼし）	柴崎８４５－１ TEL　7183-1511
3	湖北地区障害者まちかど相談室 （サポートセンターけやき）	都部新田３７－２ TEL　7187-1944
4	新木地区障害者まちかど相談室 （相談支援事業所れがぁと）	南新木２－３－１ TEL　7115-9677
5	布佐地区障害者まちかど相談室 （アコモード相談支援事業所）	布佐平和台４－１－１ TEL　7189-0880

第５章　障害福祉サービス等の目標

第１節　国の基本指針の概要

障害者総合支援法に基づく、本計画（第５期障害福祉計画）は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の「基本理念」や「基本的考え方」等に基づき、平成３０年度から平成３２年度までの３か年を期間とする、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業に関する目標値や見込量を定め、サービスの提供体制を確保していくために策定するものです。

なお、新たに国の基本指針に位置づけられた「児童福祉法」に基づく「第１期障害児福祉計画」については、「(改訂版)我孫子市子ども発達支援計画」として策定しています。ライフステージに沿って、子ども施策と一体化し、子ども担当部署と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の充実を図っていきます。

【基本理念】

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

（１）訪問系サービスの保障
（２）日中活動系サービスの保障
（３）グループホーム等の充実および地域生活支援拠点等の整備
（４）福祉施設から一般就労への移行等の推進

【相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方】

（１）相談支援体制の構築
（２）地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
（３）協議会の設置等

第２節　成果目標の設定

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成３２年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、次に掲げる事項にかかる成果目標を設定します。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

（１）成果目標

【目標数値の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、平成２８年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込みます。その上で、平成３２年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

【目標値】

項　目	数　値	考え方
平成２８年度末時点の施設入所者数（A）	５４人	平成２８年度末時点の福祉施設入所者数
平成３２年度末施設入所者数（B）	５３人	平成３２年度末の福祉施設入所者数
【平成３２年度目標値】削減見込（A）－（B）	１人	平成３２年度末における施設入所者を平成２８年度末時点から２%削減
【平成３２年度目標値】地域移行見込者数	５人	平成２８年度末時点における施設入所者の９%以上を平成３２年度末までに地域生活へ移行

（２）目標値の現状

本計画において、国の指針によると本市では５人の方の地域移行を目指すこととなりますが、現在入所を継続している方については、高齢化や障害の重度化により医療的ケアや高度な支援が必要となってくることから、地域における高度な支援体制を整備する中で、生活や日中活動の場を確保していくことが必要である

と考えます。

（３）目標達成のための取り組みの方向

【生活や日中活動の場の確保】

重度の障害のある方でも、住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るためには、生活や日中活動の場の確保が不可欠となることから、前計画では、あらき園等の公設施設の機能を強化し、専門資格を持つ職員による民間事業所への技術的な支援や助言をする等、福祉施設の入所者の地域移行を受け入れる態勢の整備を図ってきました。

本計画においても、公設施設による民間事業所への技術的な支援を継続して実施しながら、医療との連携を強化し、高度な支援が必要な方でも地域で生活できるよう支援していきます。

【民間施設への支援の継続および強化】

福祉施設入所者の地域生活の移行にあたっては、障害のある方の実態や利用動向を踏まえた、住まいや日中活動の場となる施設の整備を図る必要があることから、これまでも本市では、住まいの場であるグループホームの立ち上げに対する建設費の補助を実施してきました。また、日中活動の場についても障害福祉サービスを実施する事業者へ建設費等の補助を実施してきました。

今後も、継続して住まいや日中活動の場の整備に対する支援を実施すると共に、市内の地域活動支援センターが指定障害福祉サービス事業へ移行する際の施設整備に関する補助を実施し、利用者の安全・安心を確保すると同時に、事業所が継続的に安定して運営できるよう支援していきます。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、市を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

精神障害のある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成３２年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

３　地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うことで、今後、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を構築していく必要があります。

また、地域生活支援拠点としての新たな施設建設の整備としてだけではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備をすることもできます。

本市においては、平成３２年度までに、障害のある方の地域での生活を支援する拠点等として少なくとも１つ整備することとします。

４　福祉施設から一般就労への移行等

（１）成果目標

【目標数値の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成３２年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

【目標値】

	項　目	数　値	考え方
一般就労移行者数	平成２８年度の一般就労移行者数	１５人	平成２８年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の人数
	平成３２年度の移行者数	２３人	平成２８年度の一般就労への移行実績の１．５倍
就労移行支援事業利用者数	平成２８年度末の就労移行支援事業利用者数	３８人	平成２８年度末の就労移行支援事業利用者数
	平成３２年度末の利用者数	４６人	平成２８年度末における就労移行支援事業利用者の２割以上増加
	平成３２年度市内就労移行達成事業所割合	５割以上	平成３２年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所数の割合
一年後の職場定着率	就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率	８割以上	就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率

（２）目標値の現状

一般就労移行者数および就労移行支援事業所利用者数については、本市で設置している障害者就労支援センターにおける個別支援や、就労移行支援事業所の利用により増加傾向にあります。

市内の就労移行支援事業所は２か所に増えましたが、平成２８年度末においても、就労移行支援事業の利用者の５１％は市外の事業所を利用している状況です。

（３）目標達成のための取り組みの方向

【我孫子市障害者就労支援センターのさらなる充実】

（第１期）我孫子市障害者プランにおいて、障害者就労支援センターでは、就職準備訓練と評価機能をさらに充実することを目標としてきました。この目標を達成するために、就労の訓練スペースの拡充や、より客観的で多角的な評価ができる新たな評価ツールを導入したことから、福祉施設から一般就労への移行者は、平成２８年度に１１人と増加しました。

今後も引き続き、関係機関と連携のもと、我孫子市福祉施設連絡会就労支援部会での事例検討や研修・就職準備訓練の実施等を通じて、一般就労への意欲喚起に努め、また、特別支援学校の卒業年次生を在学中から受け入れて評価を行い、早期からの確実な引き継ぎと支援の提供による職場への定着支援を実施します。

さらに、就労アセスメントを強化し、適切なジョブマッチングや、一般就労を希望する障害のある方へ無理なく長期に就労ができるよう近隣で障害のある方を受け入れてくれる企業の情報や特例子会社の情報提供を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進を図ります。

第３節　障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

障害のある方に対する障害福祉サービス等については、「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」に分類されています。

本計画では第４期障害福祉計画の実績を踏まえ、成果目標を達成するための活動指標として、第５期障害福祉計画の障害福祉サービス等の必要な見込量を定めています。

なお、国の基本的な指針に基づき、障害福祉サービスの見込量については各年度の３月を基準とする「１か月間」とし、地域生活支援事業については「１年間」の必要となるサービス提供量を見込んだ数値としています。ただし、相談支援のサービス見込量については、各月の利用者数の平均としています。

障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

１　障害福祉サービス		
	(1)訪問系サービス	○居宅介護　○重度訪問介護　○同行援護　○行動援護、 ○重度障害者等包括支援
	(2)日中活動系サービス	○生活介護　○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援　○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） ○就労定着支援　○療養介護　○短期入所（福祉型・医療型）
	(3)居住系サービス	○自立生活援助　○共同生活援助　○施設入所支援
２　相談支援		
	相談支援	○計画相談支援　○地域移行支援　○地域定着支援
３　地域生活支援事業		
	【必須事業】 (1)理解促進研修・啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業 ○相談支援事業　○相談支援強化事業　○住宅入居等支援事業 (4)成年後見制度支援事業 (5)成年後見制度法人後見支援事業 (6)意思疎通支援事業 ○手話通訳者派遣事業　○要約筆記者派遣事業 ○失語のある人向け意思疎通支援者の派遣　○手話通訳者設置事業 (7)日常生活用具給付等事業 ○介護訓練支援用具　○自立生活支援用具　○在宅療養等支援用具 ○情報・意思疎通支援用具　○排せつ管理支援用具　○住宅改修費 (8)手話奉仕員養成研修事業 (9)移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業） (10)地域活動支援センター事業	
	【任意事業】 (11)その他 ○日中一時支援事業　○訪問入浴サービス事業	

１　障害福祉サービス

（１）訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障害のある方の居宅を訪問し、介護や家事等の必要な援助をするもので、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、外出する際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害または精神障害のある方が外出する際、本人に同行して、行動する際の危険回避に必要な援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分６に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する常時介護を必要とする障害により、行動上著しい困難を有する方に対し、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

◆訪問系サービスの見込量算定の考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスについては、障害のある方が地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、また、今後、施設入所等から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増えていくと考えられます。障害のある方が地域で安心して暮らしていくために、障害種別にかかわらずサービスが提供できるようサービス提供体制の整備を進めます。

なお、重度障害者等包括支援事業については、前計画の対象者や利用実績がなく、近隣に事業者がないことから、今後も利用がないものと見込みます。

サービス・単位＼年度		30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護	実人／月	132	136	140
	時間／月	1,848	1,904	1,960
重度訪問介護	実人／月	2	3	4
	時間／月	28	42	56
同行援護	実人／月	31	32	33
	時間／月	465	480	495
行動援護	実人／月	3	3	3
	時間／月	42	42	42
重度障害者等包括支援	実人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

（2）日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある方で、地域で安定した生活を送るために、障害者支援施設等で、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供するサービスです。障害支援区分３以上、５０歳以上の場合は区分２以上の人が対象になります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分４以上、５０歳以上の場合は区分３以上の人が対象になります。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るための支援が必要な身体障害のある方や難病等対象者の方に対し、理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を通所や訪問による訓練と組み合わせて提供するサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るための支援が必要な知的障害のある方・精神障害のある方に対し、食事や家事等の日常生活能力が向上するための支援や日常生活上の相談支援を、通所や訪問による訓練と組み合わせて提供するサービスです。

就労移行支援	就労を希望する６５歳未満の人を対象に、知識・能力の向上、実習、求職に関する支援等を通じ、適性にあった就労等への移行に向けて訓練を実施するサービスです。適性にあった職場への就労・定着を目指し、期間を限定して提供するサービスで、標準的な利用期間は２４か月です。
就労継続支援（Ａ型）	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる６５歳未満の障害のある方へ就労の機会を提供するサービスです。就労に必要な知識、能力が高まった方については、就労の移行へ向けての支援も行います。ただし、雇用契約に基づくサービス利用となり、サービス提供事業所の確保が困難と考えられることから、一部雇用契約によらない利用者と混合したサービス提供も可能とされています。
就労継続支援（Ｂ型）	就労移行支援や就労継続支援（Ａ型）等を利用したが就労に結びつかなかった障害のある方や、５０歳以上に達している障害のある方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が見込まれる方へ雇用契約を結ばない就労や生産活動の機会を提供するサービスです。
就労定着支援	就労した障害のある方に対し、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業、自宅等への訪問や障害のある方の来所により必要な連絡調整や指導・助言を一定期間行うサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を要する障害のある方に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を提供するサービスです。
短期入所 （福祉型）	障害支援区分１以上の人で、居宅で介護を行っている方が病気等で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。
短期入所 （医療型）	重症心身障害児（者）等、障害支援区分５以上等の要件を満たし、居宅で介護を行っている方が病気等で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援（医学的管理を含む）を提供するサービスです。

◆日中活動系サービスの見込量算定の考え方

日中活動系サービスについては、障害のある方の身辺自立や就労等を目指した訓練や社会参加を提供する場として必要不可欠なサービスで、今後も全体的に増加すると見込みます。

特に、就労継続支援Ｂ型事業においては、地域活動支援センターが就労継続支援Ｂ型事業所への移行を予定していることから、利用者が増加するものとして、必要なサービス量を見込みます。

短期入所（福祉型）については、平成３０年度に新規開設する事業所があることから、利用者数が増加することが見込まれます。

また、平成３０年度から新たに追加された就労定着支援については、前計画において福祉施設から一般就労した方の人数を鑑み、サービス量を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	実人／月	230	235	239
	日数／月	4,600	4,700	4,780
自立訓練（機能訓練）	実人／月	1	1	1
	日数／月	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	実人／月	6	6	6
	日数／月	90	90	90
就労移行支援	実人／月	42	44	46
	日数／月	630	660	690
就労継続支援（Ａ型）	実人／月	72	74	76
	日数／月	1,368	1,406	1,444
就労継続支援（B 型）	実人／月	148	152	167
	日数／月	2,220	2,280	2,505
就労定着支援	実人／月	13	14	16
療養介護	実人／月	11	11	11
短期入所（福祉型）	実人／月	70	82	96
	日数／月	490	574	672
短期入所（医療型）	実人／月	5	6	7
	日数／月	35	42	49

（3）居住系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障害のある方が安心して地域で生活することができるよう、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしへの移行による地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し必要な助言・医療機関等との連絡調整や利用者からの相談・要請があった場合の訪問・電話・メール等による随時対応等の支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	夜間において介護が必要な重度の障害のある方や、通所が困難である自立訓練、就労移行支援の利用者へ、夜間における入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。

◆居住系サービスの見込量算定の考え方

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援のサービスについては、特に長期的に施設入所をしている方の地域への移行を進めていくことが求められており、地域移行の受け皿として、また、保護者の高齢化が進み家族介護力の低下等による共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっています。

本計画においては、施設入所支援において国の方針に基づき平成２８年度末の実績５４人に対して、平成３２年度末には２％削減することから、５３人の計画値とします。共同生活援助（グループホーム）については、今後新たなグループホームを設置する予定があることを考慮し、必要なサービス量を見込みます。

また、平成３０年度から新たに追加された自立生活援助については、精神科病院の長期入院患者の退院促進等を鑑み、サービス量を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	実人／月	2	3	4
共同生活援助	実人／月	160	166	173
施設入所支援	実人／月	54	53	53

２　相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある方が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況や意向等を勘案しサービスの種類、内容等について計画を作成するサービスです。
地域移行支援	症状が安定しており受入条件が整えば退所、退院が可能な障害者支援施設に入所している者、精神科病院に１年以上入院している者、または１年未満の入院者で特に支援が必要な者等を対象とし、６か月以内を原則として、社会復帰を目指すために住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援等を実施するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者や、家族と同居していても家庭の状況により家族の支援を受けられない障害のある方を対象とし、一定期間内で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援等を実施するサービスです。

◆相談支援の見込量算定の考え方

障害をお持ちの方やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行い、適切な障害福祉サービス等を組み合わせるサービス等利用計画を作成する計画相談支援の需要は高いと考えていることから、今後も増加を見込みます。

地域移行支援および地域定着支援については、精神科病院の長期入院患者の退院が促進されると共に精神障害に対応した地域包括ケアシステムが推進されることから、利用者が増加することを勘案し、必要なサービス量を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	実人／月	112	120	128
地域移行支援	実人／月	2	3	4
地域定着支援	実人／月	2	3	4

３　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業で、障害のある方への理解を深めるための啓発、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援等日常に欠かせないサービスを実施するものです。地域の実情や利用者のニーズに対応したサービス量を見込みます。

（１）理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することを目的とし、障害特性に関する教室の開催や各種イベントの開催、広報活動を実施する事業です。

◆理解促進研修・啓発事業における見込量算定の考え方

本計画において、継続して実施すると同時に、さらに事業を強化・拡大して実施していきます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障害のある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することを目的とし、ピアサポートや災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を実施する事業です。

◆自発的活動支援事業の見込量算定の考え方

当事者団体や家族会の障害者関係団体が、福祉まつりへの参加や、勉強会の実施等を通じて、意識啓発活動、災害・防災対策等の活動を行っていますが、さらに各施設や関係機関等との連携を図り、これらの自発的な事業を支援していきます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

（3）相談支援事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	地域の相談支援事業の中核的な役割を持ち、総合的な相談業務を行う相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士等を配置した基幹相談支援センターを設置することや、障害のある方等誰もが身近な地域で相談できるよう地域の実情に応じた相談支援体制を図る事業です。
相談支援機能強化事業	市における相談支援事業を適正かつ円滑に実施するために、一般的な相談支援事業に加え、専門的な職員を配置することで相談支援事業の強化を図る事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等にかかる支援をすると共に、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援する事業です。

◆相談支援事業の見込量算定の考え方

本計画については、障害のある方の増加やニーズの多様化、相談件数の増加に伴い、委託相談支援事業所である「障害者まちかど相談室」を継続して実施すると共に、引き続き基幹相談支援センターの機能強化を図っていきます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

（4）成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	知的障害および精神障害のある方が、判断能力が不十分な状態で、家族や親族等による法的後見の開始の審判が期待できず、費用負担もできない方について、市長が法定後見制度の申立て等を行い、後見人等の報酬を負担する事業です。

◆成年後見制度利用支援事業の見込量算定の考え方

本計画については、市民後見養成講座事業を実施し、社会福祉協議会等と連携の強化や周知を図っていくため、増加を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度利用支援事業	実人／年	8(5)	11(8)	14(11)

※( )内は、報酬負担数

（5）成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備すると共に、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、法人後見を安定して継続的に実施できるよう支援する事業です。

◆成年後見制度法人後見支援事業における見込量算定の考え方

本計画では、市民後見人育成カリキュラムへの支援を実施していきます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

（6）意思疎通支援事業

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	日常会話において手話を通常言語とする聴覚障害のある方が、健聴者との円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を派遣する事業です。
要約筆記者派遣事業	要約筆記を希望する聴覚障害のある方が、健聴者との円滑な意思疎通が図れるよう要約筆記者を派遣する事業です。
失語のある人向け意思疎通支援者の派遣	失語のある人のコミュニケーションを支援するため、失語に関する知識と会話技術を持った意思疎通支援者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者を設置する事業です。

◆意思疎通支援事業の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。また、引き続き、障害福祉支援課内に手話通訳者を設置し、窓口での手話通訳や手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する受付等も行っていきます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者派遣事業	実件／年	200	210	220
要約筆記者派遣事業	実件／年	8	8	8
失語のある人向け意思疎通支援者の派遣	延人／年	430	430	430
手話通訳者設置事業	設置の有無	有	有	有

（7）日常生活用具給付事業

項目	項目の内容
介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等の自立生活を支援する用具です。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療養等を支援する用具です。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品です。
住宅改修費	手すりの取りつけ、床段差の解消等の居宅生活活動を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

◆日常生活用具の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
介護訓練支援用具	件数／年	9	10	11
自立生活支援用具	件数／年	14	15	16
在宅療養等支援用具	件数／年	13	14	15
情報・意思疎通支援用具	件数／年	21	22	23
排せつ管理支援用具	件数／年	2,900	2,950	3,000
住宅改修費	件数／年	4	5	6

（8）手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

◆手話奉仕員養成研修事業の見込量算定の考え方

手話奉仕員養成講座については、前期と後期の講座で、２年間にわたり、手話奉仕員を養成します。平成２９年度に講座の１年目となる前期を実施したため、平成３０年度は後期を実施し、その後は前期と後期を交互に実施していきます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講座実施の有無	有	有	有
	実養成研修修了見込み者数	15	0	15

（９）移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

事業名	事業の内容
移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）	屋外での移動が困難な身体障害、知的障害、精神障害のある方に、ガイドヘルパーを派遣し外出の付き添いや介助をすることで、社会参加や余暇活動を促進する事業です。

◆移動支援（ガイドヘルパー派遣事業）の見込量算定の考え方

障害のある方の社会参加を促進するため、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も過去の実績から１人あたり年９０時間として、利用者の増加に伴い増加を見込んでいます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
移動支援（ガイドヘルパー派遣事業）	実人／年	262	265	267
	時間／年	23,580	23,850	24,030

（10）地域活動支援センター事業

事業名	事業の内容
地域活動支援センター事業	障害のある方へ創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する事業です。

◆地域活動支援センター事業の見込量算定の考え方

市内の地域活動支援センターが、指定障害福祉サービス事業へ移行することを鑑み、サービス量を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援センター（市内）	実人／年	65	65	55
	箇所数	4	4	3
地域活動支援センター（市外）	実人／年	6	6	6
	箇所数	3	3	3

（11）その他の地域生活支援事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等において、一時的に日中活動の場や見守り等の支援を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る事業です。
訪問入浴サービス事業	重度の障害のある方で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な方に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。

◆その他の地域生活支援事業の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。

サービス・単位 ＼ 年度		30 年度	31 年度	32 年度
日中一時支援事業	実人／年	213	217	221
	時間／年	39,438	40,226	41,030
訪問入浴サービス事業	実人／年	8	8	9

第４節　計画の推進体制と進行管理

１　推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉・医療・保健・教育・雇用等さまざまな分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するために、各分野との連携が重要であることから、障害福祉サービス等事業所、障害者団体、医療機関、ＮＰＯ、民生委員、ボランティア、国・県、庁内関係部署等と連携しながら取り組むことが必要です。

また、障害のある方の視点に立った施策の展開には、当事者が各障害者施策へ参加・参画することが重要であり、あらゆる機会をとらえて、障害のある方や家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映する必要があります。

障害者施策は、計画を実行するだけでなく、その後の検証と評価をすることが必要であるため自立支援協議会を核として、障害福祉サービス等事業者、関係機関、関係団体、関連部門との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、協働して計画の推進に努めます。

２　計画達成状況の点検および評価

（１）事業の進行管理

事業を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程（PDCA サイクル）は、業務の質を高めていくために重要となります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとされています。

本計画に定めるサービス見込量の進行管理・点検は、自立支援協議会において、少なくとも１年に１回その実績を把握し、検証と評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

（２）アンケートの実施

サービスを利用する障害のある方や事業所等の現状や意向の把握、また、基礎的な資料を得るために、３年ごとに「我孫子市障害者プランアンケート」を実施し、障害のある方や事業所等に関する現状や課題、ニーズや意見を明らかにする等進行管理にいかしていきます。

資料

1　計画策定の経過

年　月　日	実施内容
平成 29 年６月１日 ～6 月 18 日	市民アンケート、事業所・団体のヒアリング実施
平成 29 年7月２４日	第１回我孫子市自立支援協議会本部会 ・第２期我孫子市障害者プランの策定について意見聴取
平成 29 年8月３０日	第２回我孫子市自立支援協議会本部会 ・障害者等アンケート結果報告書（案）について意見聴取 ・我孫子市障害者プラン検証報告書（案）について意見聴取 ・第２期障害者プラン（骨子案）について意見聴取
平成 29 年 11 月 10 日	第３回我孫子市自立支援協議会本部会 ・我孫子市障害者プラン検証報告書について ・第２期我孫子市障害者プラン（素案）について意見聴取
平成 29 年 12 月 15 日	第４回我孫子市自立支援協議会本部会 ・第２期我孫子市障害者プラン（案）について意見聴取
平成 30 年１月４日 ～2月5日	パブリックコメント

２　自立支援協議会委員名簿

自立支援協議会本部会

５０音順

区　　分	所　　属	氏　　名
就労支援部門	社会福祉法人つくばね会	石橋　誠
福祉施設部門	我孫子市あらき園	伊藤　靖人
相談支援部門	中核地域生活支援センターほっとねっと	今成　貴聖
当事者部門	社会福祉法人柴崎すずしろ会	大井　眞理子
相談支援部門	社会福祉法人大久保学園　あびこ相談支援センター 我孫子地区障害者まちかど相談室	大内　隆太
当事者部門	特定非営利活動法人　ハートネットあびこ	大倉　恭子
権利擁護部門	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	鈴木　寿幸
療育・教育部門	我孫子市教育研究所	長島　怜子
福祉施設部門	特定非営利活動法人　チャレンジサポート・にじ	渡邉　宏子

自立支援協議会権利擁護部会

５０音順

区　　分	所　　属	氏　　名
差別部門	千葉県広域専門指導員	飯塚　敏晴
地域支援者部門	我孫子市民生児童委員協議会	入野　勢津子
福祉専門職部門	茨城県厚生連　ＪＡとりで総合医療センター	三枝　隆生
行政相談部門	我孫子市総務課	佐藤　和文
養護者部門	我孫子市自閉症協会	白水　晃子
社会福祉法人部門	社会福祉法人　我孫子市社会福祉協議会	鈴木　寿幸
司法部門	鈴木よしなり司法書士事務所	鈴木　喜也
医療部門	医療法人社団健仁会　手賀沼病院	土屋　拓
施設従事者部門	社会福祉法人大久保学園　みどり園	吉野　員史

自立支援協議会相談支援部会

５０音順

区　　分	所　　属	氏　　名
相談支援部門	中核地域生活支援センターほっとねっと	今成　貴聖
高齢者相談部門	我孫子地区高齢者なんでも相談室	因田　貴則
児童相談部門	我孫子市こども発達センター	遠藤　美香
相談支援部門	社会福祉法人大久保学園　あびこ相談支援センター 我孫子地区障害者まちかど相談室	大内　隆太
施設相談部門	特定非営利活動法人　自立支援ネットあびこ	脊古　三枝子
相談支援部門	社会福祉法人アコモード　アコモード相談支援事業所 布佐地区障害者まちかど相談室	武田　弘恵
当事者相談部門	身体障害者相談員	外崎　康宏

３　市内施設一覧（平成３０年２月１日現在）

＜訪問系サービス＞

	名称	種類	住所（電話番号）
1	アコモードヘルパーステーション	居・重 同	布佐 1559-2 （04-7189-5201）
2	セントケア我孫子	居・重 同	天王台 4-5-1 シャトー天王台１F （04-7183-1116）
3	ニチイケアセンター我孫子本町	居・重 同	本町 2-5-1 町田ビル３階 （04-7165-9191）
4	ニチイケアセンター湖北台	居・重 同	湖北台 3-3-1 第三海老角ビル 202 （04-7181-5280）
5	ヘルパーステーションケアプライド	居・重	中里 140-5 （04-7199-9481）
6	ヘルパーステーションつくし野	居・重	つくし野 131-6 （04-7165-3566）
7	ママメイト本社	居・重 同	柴崎台 2-9-4 （04-7139-0950）
8	めいと我孫子訪問介護事業所	居・重	白山 1-3-13 ＳＵＺＵＫＩハイツ 208 （04-7181-8081）
9	安心ほっとらいんホームヘルプサービス	居・重	青山 875 （04-7185-9999）
１０	株式会社ヘルシーサービス 我孫子営業所	居・重 同	柴崎台 2-11-20 ハイネスコート 105 （04-7186-4126）
１１	在宅福祉サービスまどか居宅介護事業所	居・重 同	天王台 2-3-1 （04-7181-2567）
１２	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	居・重 同	我孫子 1861 （04-7184-1539）
１３	障害者訪問介護サービス　てぃもしー	居・重 同・行	南新木 2-12-31 （04-7113-1325）
１４	楓	居	都部新田 37-2 （04-7187-1944）
１５	福祉サービスちひろ	居・行	柴崎 825-3 （04-7185-0209）
１６	福祉ステーション『どーも』	居・重	布佐 3060 蘇理ビルＡ（04-7181-6790）
１７	和ぐみヘルパーステーション	居・重	布佐 2641-1 （047-343-1111）

居…居宅介護　重…重度訪問介護　同…同行援護　行…行動援護

＜日中活動系サービス＞

	名称	種類	定員	住所（電話番号）
1	はるか	就移 就Ｂ	12 15	湖北台 1-12-18 （04-7188-7594）
2	就労移行支援事業所　エール我孫子	就移	20	天王台 3-22-10 天王台岩佐ビル２階 （04-7190-5731）
3	ハッピーアベニュー	就Ａ	20	柴崎台 4-7-14 （04-7157-3412）
4	ハッピーストリート	就Ａ	20	我孫子 4-16-23 （04-7189-7496）
5	ライフ	就Ａ	20	湖北台 1-13-8 （04-7196-7782）
6	リライフ	就Ａ	20	本町 2-3-21-2F （04-7192-8418）
7	ｉ工房　ｃ・ｓ・ｄ	就Ｂ	10	南新木 1-19-7 （04-7139-1153）
8	ウイング	就Ｂ	20	中峠 1270-1 （04-7187-4505）
9	おおばん	就Ｂ	20	新々田 30-4 （04-7189-5794）
10	けやき社会センター	就Ｂ	30	都部新田 37-2 （04-7187-1944）
11	就労継続支援Ｂ型　すまいる	就Ｂ	20	下ケ戸 1826-1 （04-7182-9922）
12	むつぼし	生介	20	柴崎 845-1 （04-7184-6258）
13	我孫子市あらき園	生介	85	新木 1637 （04-7185-2459）
14	障害福祉サービス事業所みずき	生介	40	古戸 804 （04-7187-5171）
15	多機能型事業所ｉ工房	生介	6	南新木 1-19-7 （04-7139-1153）
16	東葛中部地区総合開発事務組合立 みどり園	生介 短期	114 ―	中峠 2310 （04-7187-0511）
17	介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター	短期 (医療型)	―	中峠 2614 （04-7181-5611）
18	東葛中部地区総合開発事務組合立 みどりの家	短期	―	中峠 2291 （04-7188-4655）
19	特別養護老人ホームアコモード	短期	―	布佐 1559-2 （04-7189-5201）
20	我孫子市障害者福祉センター	地活	30	新木 1637 （04-7188-0141）
21	イエローハート	地活	30	湖北台 8-6-21 （04-7187-6183）
22	にじ	地活	10	中峠台 26-3 （04-7181-5771）
23	みんなの広場「風」	地活	15	久寺家 1-10-11 （04-7186-0728）
24	ステップ	地活	15	柴崎台 4-10-34-103 （7183-8877）

就移…就労移行支援　就Ａ…就労継続支援（Ａ型）　就Ｂ…就労継続支援（Ｂ型）　生介…生活介護

短期…短期入所　地活…地域活動支援センター

＜居住系サービス＞

	名称	種類	定員	住所（電話番号）
1	Ｇｒｅｅｎ　Ｆｅｌｌｏｗ	共同生活援助	7	中峠 1778-6 サンウィング今井 202 （04-7115-8769）
2	Ｏｈａｎａ	共同生活援助	7	東我孫子 2-8-20 （04-7197-6321）
3	グループホームわがや	共同生活援助	7	柴崎 981-2 関ハイツ 103 （04-7182-9901）
4	クレール	共同生活援助	6	南新木 1-29-27 （04-7186-7210）
5	ケアホームアザレア	共同生活援助	40	布佐 1598-9 （04-7181-6661）
6	ケアホームパレット	共同生活援助	5	南新木 1-12-1 （04-7187-1865）
7	ファルベ	共同生活援助	6	南新木 1-29-28 （04-7139-1153）
8	ベルウイング	共同生活援助	4	湖北台 3-15-1 （04-7188-7460）
9	むつぼし生活寮	共同生活援助	19	柴崎 825-3 （04-7184-7272）
10	空	共同生活援助	8	中峠台 34-5 （04-7188-5321）
11	地球	共同生活援助	10	都部新田 13-1 （04-7187-1944）
12	東葛中部地区総合開発事務組合立　みどりの家	共同生活援助	20	中峠 2291 （04-7188-4655）
13	東葛中部地区総合開発事務組合立　みどり園	施設入所支援	80	中峠 2310 （04-7187-0511）
14	第一北斗	生活ホーム	4	布佐 2749-9 （090-7015-5316）
15	第二北斗	生活ホーム	4	布佐 2735-1-103・104 （090-7015-5316）

＜相談支援＞

地区順

	名称	種類	住所（電話番号）
1	我孫子市指定相談支援事業所	計	我孫子 1858 （04-7185-1111）
2	あびこ相談支援センター	計	寿 2-27-41 （04-7196-6131）
3	相談支援事業所むつぼし	計・移・定	柴崎 845-1 （04-7183-1511）
4	地域相談支援事業所 サポートセンターけやき	計・移・定	都部新田 37-2 （04-7187-1944）
5	障がい者相談支援事業所れがぁと	計	南新木 2-3-1 （04-7115-9677）
6	アコモード相談支援事業所	計・移・定	布佐平和台 4-1-1 （04-7189-0880）
7	ウイングネット	計	湖北台 1-11-18 （04-7188-7460）

計…計画相談　移…地域移行支援　定…地域定着支援

４　用語解説

ア行

＊意思疎通支援者＊

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方等とその他の者の意思疎通を支援する者。

＊医療的ケア＊

医学の進歩を背景として、医師による医療行為と区別するために、家族や看護師、また研修を受ける等一定の要件を満たすものが、人工呼吸器や胃ろう、たん吸引、経管栄養等の日常的に必要な医療的援助を行うこと。（例：気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃ろう・腸ろう・胃管からの経管栄養等）

＊音声コード＊

印刷物に掲載された文字情報を、専用の読み取り機を用いることによって、視覚障害のある方や高齢者等が、印刷物の情報を音声で得ることができる約2cm四方のコード（例：SPコードやuni-voice等）。

カ行

＊活動指標＊

成果目標を達成するために必要な量等。

＊基幹相談支援センター＊

障害のある方やそれに準ずる方を対象とする地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害等）、地域移行・地域定着の促進の取り組みおよび権利擁護・虐待防止等を総合的に実施する機関。

＊ケアマネジメント＊

障害のある方やその家族等の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすため、各種サービス等のフォーマル・インフォーマルにかかわらず、社会資源を的確に結びつけ調整を図り、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

＊言語聴覚士＊
言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能または聴覚に障害のある方等についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行う者。

＊権利擁護＊
障害のある方等の権利を守る仕組みで、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある方等に代わって、支援者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

＊合理的配慮＊
障害のある方に対して、負担にならない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえで障壁（利用しにくい施設や設備、制度、障害のある方の存在を意識していない慣習や文化、偏見等）となるようなものをなくすために提供される必要かつ合理的な取り組み。

サ行

＊作業療法士＊
理学療法士および作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体または精神に障害のある方に対し、主としてその応用的動作能力または社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を支援する者。

＊市民後見人＊
親族がいない認知症の高齢者や知的障害のある方等で、判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。

＊社会適応訓練＊
我孫子市障害者福祉センターで実施している外出訓練、パソコン講習、家事動作訓練等のこと。

＊社会福祉士＊
社会福祉士および介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。障害のある方等の日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助をする者。

＊就労移行支援事業等＊
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業を実施している施設。

＊手話通訳＊
手話を主なコミュニケーション手段とする聴覚障害のある方等と、その他の人々とのコミュニケーションの仲介を行うこと。

＊手話奉仕員＊
市町村等で実施する手話奉仕員養成講座を受講した者。手話を主なコミュニケーション手段とする聴覚障害のある方等と、その他の人々とのコミュニケーションの仲介を行う者。

＊障害のある方（障害者）＊
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人等、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。

＊障害者基本法＊
障害のある方の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにすると共に、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害福祉を増進することを目的とする法律。

＊障害者虐待防止法＊
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略で、虐待によって障害のある方の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律。

＊障害者権利条約＊
国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約」の略で、障害のある方の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある方の固有の尊厳と尊重を促進することを目的として、障害のある方の権利を実現するための措置等を規定している条約。

＊障害者雇用促進法＊
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略で、雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止および障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた法律。

＊障害者差別解消法＊
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略で、日常生活や社会生活全般にわたり、「障害のある人に対する不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定している法律。国や市町村等の行政機関や、会社やお店等の民間事業者等に差別の解消に向けた取り組みを求めることで、障害のある人もない

人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合い、共に生きる社会を作ることを目的としている。

＊障害者自立支援法＊

障害者の地域生活と就労を進め、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めると共に、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う法律。

＊障害者総合支援法＊

平成１８年に成立した障害者自立支援法が、平成２４年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもので、その略。

＊障害者相談員＊

障害のある方または障害福祉に理解のある方が、障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の必要な援助等を行う者。

＊障害者優先調達推進法＊

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略で、障害者就労施設、在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある方、在宅就業している障害のある方等の自立の促進に資することを目的としている。

＊ジョブコーチ＊

障害のある方が、職場への適応を図れるように支援する人（職場適応援助者）。

＊自立支援医療＊

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、通院による精神疾患の治療に対する精神通院医療、18歳未満の方で確実に治療効果が期待できる手術等に対する育成医療、18歳以上の身体障害者手帳を所持した方の対象とされる治療に対する更生医療の３つがある。

＊自立支援協議会＊

障害者総合支援法に基づき、障害のある方等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互に連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関

する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ると共に、地域の実情に応じた体制の整備について協議の場。市では、既存の市内の障害者福祉ネットワーク機関を連携機関として位置づけ、また、「相談支援部会」、「権利擁護部会」の２つの専門部会を置き、「本部会」においては連携機関や専門部会から推薦された委員を中心に構成している。

＊人工咽頭＊

声帯を失い、自力で言葉を発することができなくなった人が、特殊な装置を使って、電気等により言葉を発することができる装置のこと。

＊精神保健福祉士＊

精神障害のある方の保健および福祉に関する専門的知識・技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

＊精神保健福祉法＊

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の略で、精神障害のある方の医療および保護を行うこと 、障害者総合支援法と共に、精神障害のある方の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと、精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持および増進に努めることによって、精神障害のある方の福祉の増進および国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律。

＊成年後見制度＊

知的障害、精神障害、発達障害等の理由により、判断能力が不十分で自分自身の不利益等から保護するための制度。

タ行

＊地域活動支援センター＊

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つで、障害のある方が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進める等多様な活動を行う場。

＊地域包括ケアシステム＊

住み慣れた地域で自分らしい生活を最期までおくれるよう、地域がサポートし合う社会のシステム。

＊聴覚障害者用屋内信号装置＊

聴覚障害のある方向けに、屋内において、来客やFAX等の受信を振動によって、知らせる機能がついたもの。

＊特例子会社＊

障害のある方の雇用に特別の配慮をした子会社のことで、雇用される障害のある方が５人以上で、かつ、子会社の全従業員に占める割合が２０％以上であると共に、雇用される障害のある方に占める重度身体障害および知的障害のある方の割合が３０％以上であること等の要件が定められている。特例子会社を有する親会社は、特例子会社と通算して雇用率制度を適用することができる。

ナ行

＊内部障害＊

身体障害者手帳の心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫の機能の障害のこと。

＊難病＊

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病。具体的には、「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「全身性エリテマトーデス」「パーキンソン病」等があげられる。

＊NET１１９＊

耳や言葉が不自由な方が携帯電話やスマートフォンを使って、消防へ１１９番通報できるサービス。

＊ノーマライゼーション＊

障害のある方や高齢者等社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき正常な姿であるとする考え方。

ハ～ワ行

＊バリアフリー＊

障害のある方や高齢者等が日常生活を送るうえでの妨げとなる、さまざまな障害（バリア）を取り除くこと。

＊福祉施設連絡会＊

市内の障害福祉施設職員の情報の共有および利用者等への支援活動を行い、地域福祉の向上を図ることを目的とした会。

＊福祉的就労＊

一般就労が困難な障害のある方のために配慮された福祉施設等での就労のことで、障害者総合支援法では「就労継続支援（A型・B型）」、「地域活動支援センター」等。

＊PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

＊ヘルプカード＊

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方等外見からは援助等を必要としていることがわかりにくい方等が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカード。

＊補装具＊

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。

＊ユニバーサルデザイン＊

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

＊要約筆記＊

聴覚障害のある人のために、その場で話されている内容や音声情報を、即時に要約し、紙やパソコンで文字に書き表して伝える方法。個人で紙に書いて伝えるノートテイク、プロジェクターやスクリーン、パソコン画面に投影する全体投影がある。

＊理学療法士＊

理学療法士および作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある方に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを行う者。

あ

あ

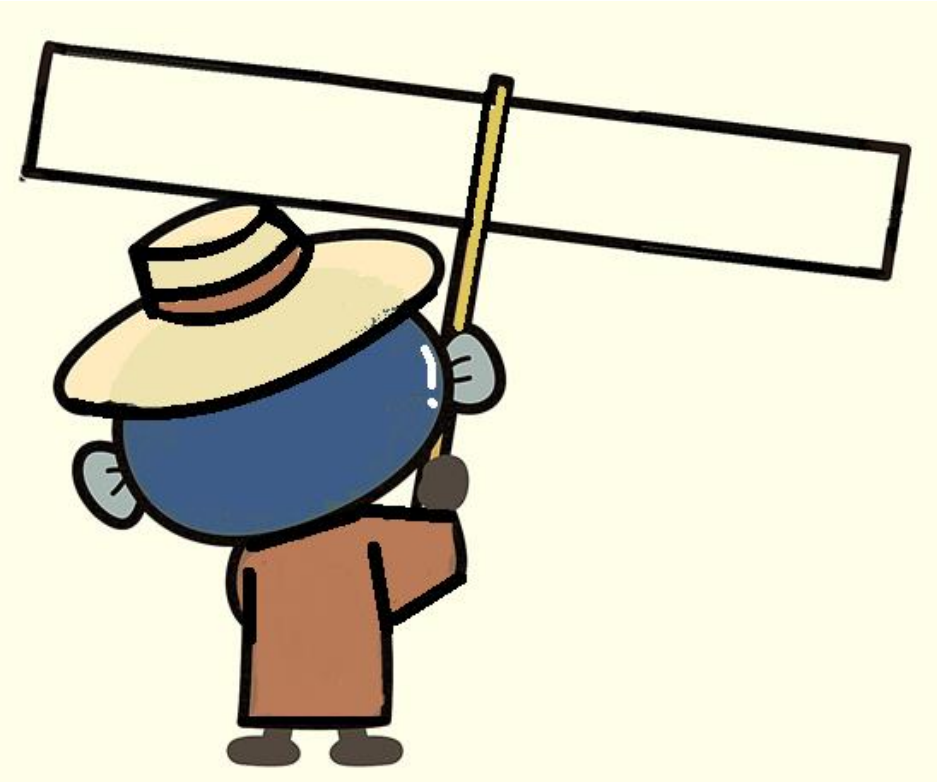

第２期我孫子市障害者プラン

（平成３０年度～平成３２年度）

発行　平成３０年３月

我孫子市 健康福祉部 障害福祉支援課
〒270-1192　千葉県我孫子市我孫子１８５８番地
TEL　04-7185-1111　　FAX　04-7183-1158
URL　http://www.city.abiko.chiba.jp
E-mail abk_shougaifukusishien@city.abiko.chiba.jp